各 位

会 社 名 株式会社ユタカ技研

代表者名 代表取締役社長 青島 隆男

(東証スタンダード市場・コード 7229)

問合せ先 事業管理本部長 水野 善広

TEL 053-433-4111

会社名

Motherson Global Investments B.V.

代表者名 Director

Laksh Vaaman Sehgal

Director

Andreas Heuser

Director

Jacob Meint Buit

Director

Randolph Marie Thaddeus de Cuba

マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ (Motherson Global Investments B.V.) による 株式会社ユタカ技研 (証券コード:7229) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイは、本日、別添のプレスリリース「株式会社ユタカ技研株式(証券コード:7229) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ (公開買付者) が、株式会社ユタカ技研 (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年8月29日付「株式会社ユタカ技研株式(証券コード: 7229) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」

各位

会 社 名 代表者名

Motherson Global Investments B.V.

Director

Laksh Vaaman Sehgal

Director

Andreas Heuser

Director

Jacob Meint Buit

Director

Randolph Marie Thaddeus de Cuba

株式会社ユタカ技研株式 (証券コード:7229) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

Motherson Global Investments B.V. (以下「公開買付者」といい、公開買付者、及び公開買付者の最終親会社である Samvardhana Motherson International Limited (以下「マザーサン」といいます。)が資本関係を有する全ての会社で構成される企業集団を総称して「マザーサン・グループ」といいます。)は、本日開催の取締役会において、株式会社ユタカ技研(証券コード:7229、東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)及び対象者の親会社である本田技研工業株式会社(証券コード:7267、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場上場、以下「本田技研工業」といいます。)との間でFramework Agreement of Business Reorganization(以下「本基本契約」といいます。)を締結し、当該契約に基づき、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的として、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本田技研工業が所有する対象者株式の全て(所有株式数 10,322,000 株 (注1)、所有割合 (注2):69.66%、以下「本不応募株式」といいます。)を除きます。)を取得することを目的として本公開買付けを実施いたしますが、対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために行う本株式併合(下記「1.買付け等の目的等」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)の実施を予定しております。また、公開買付者による対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)の取得後に、対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本基本契約に基づき、本資金提供及び本減資等(下記「1.買付け等の目的等」の「(1)本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)の完了を条件として、本田技研工業の所有する対象者株式の一部の自己株式取得を実施することにより、公開買付者の対象者に対する議決権保有割合を81.00%、本田技研工業の対象者に対する議決権保有割合を19.00%とし、対象者を公開買付者の連結子会社化することを予定しております。なお、公開買付者、本田技研工業及び対象者との間の合意内容の詳細は、下記「1.買付け等の目的等」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

なお、本公開買付けについては、本基本契約に基づき、公開買付者による各国(日本、中国、アメリカ、ブラジル、メキシコ)の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の規制当局の届出許可等が得られること等の一定の事項(注3)が充足されることを開始の前提条件(以下「本前提条件」といいます。)としており、本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始すること

を予定しております。本日現在、公開買付者は、当該手続に関する国内外の法律事務所との協議等を踏まえ、2026年1月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の関係当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします(注5)。

また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

- (注1) 対象者が 2025 年 6 月 27 日に提出した第 39 期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)の「大株主の状況」に記載の、2025 年 3 月 31 日時点における株式数です。
- (注2) 「所有割合」とは、対象者が 2025 年 8 月 5 日に提出した 2026 年 3 月期第 1 四半期決算短信 [IFRS] (連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (14,820,000 株)から、対象者決算短信に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (1,949 株)を控除した数 (14,818,051 株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。
- (注3) 本基本契約において、公開買付者による本公開買付けの開始は、(a) 対象者の取締役会が、利害関係 のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の 株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、当該決議が公開買付けの開始 日の前営業日(以下「本決定日」といいます。)までに修正又は撤回されていないこと、(b)対象者 が、本基本契約の締結日及び本決定日において、本取引(下記「1.買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)が対象者の少数株主にとって不利益な ものではない旨の、特別委員全員の一致による、本特別委員会(下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経 営方針」の「③対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i)検討体制の構築の経緯」において 定義します。)の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(c)本基本契約の締結日及び本 決定日において、本田技研工業の表明保証(ただし、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6)本公 開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」の(注3)に記載の本田技研工業による表明保証 のうち(a)から(g)に掲げる事項)及び対象者の表明保証(ただし、下記「1. 買付け等の目的等」の 「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」の(注3)に記載の対象者による表 明保証のうち(a)から(j)に掲げる事項)が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(d)本 田技研工業及び対象者は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点 において、本決定日までに履行又は遵守していること、(e) 各国の規制当局の届出許可等が得られる こと (注4)、(f) 本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないこと、(g) 本基本契約の締結日又は本決定日において、対象者グループに係る業務等に関する重要事実(法第 166 条第2項に定めるものをいいます。) 並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実 及び公開買付け等の中止に関する事実(法第167条第2項に定めるものをいいます。)で未公表のも の(以下「インサイダー情報」といいます。) は存在しないこと、(h) 公開買付者が対象者からイン サイダー情報の不存在に関する差入書を受領していること、(i) 本株主間契約(下記「1. 買付け等 の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。) が有効に存続していること、並び に、(j) 本基本契約の締結日以降、公開買付者が公開買付けを開始した場合に、法第27条の11第1 項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情に相当する事象が、対象者又はそ の子会社において生じていないことの各条件が充足されていること(又は公開買付者により放棄さ れていること)が前提条件となっております。なお、本基本契約の詳細については、下記「1.買付 け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。
- (注4) 本日時点において、具体的には、日本、中国、アメリカ、ブラジル、メキシコの競争当局の企業結合 に関する届出許可が想定されております。
- (注5) 本公開買付けの開始については、上記各法域における競争法等の手続及び対応が完了していること

を前提としていますが、そのうち中国及びアメリカにおいては、競争法の手続を実施するにあたって本公開買付けの実施が公表されている必要があること、並びに上記各法域における競争法令等の手続に一定の期間を要し、また、これらの手続に要する期間を正確に予想することは困難であることを勘案した上、対象者及び本田技研工業との協議の状況等も踏まえ、本日時点で公開買付開始公告に先立ち公開買付けを実施する予定を公表するものです。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、2025 年8月29日付で本基本契約を締結し(詳細は、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」をご参照ください。)、当該契約に定める本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)されることを条件に、東京証券取引所市場に上場している対象者株式の全て(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することにより、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定しました。なお、本書提出日現在、公開買付者を含むマザーサン・グループは、対象者株式を所有しておりません。

本取引は、①公開買付者による本公開買付け、②公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために対象者が行う本株式併合による手続、③対象者の財務状況を踏まえ、対象者によって実施される本田技研工業が所有する対象者株式の一部の取得を実行するための資金の確保が必要となる場合には、公開買付者が対象者に対し、本自己株式取得(以下に定義されます。)に係る対価に充てる資金を提供すること(対象者に対する貸付けによることを予定しています。以下「本資金提供」といいます。)、及び対象者において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)(注1)を行うこと、並びに④対象者によって実施される本田技研工業が所有する対象者株式の一部の自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)から構成され、最終的に、対象者に対する公開買付者及び本田技研工業の議決権保有割合をそれぞれ81.00%及び19.00%とすることを企図しております(注2)(注3)。なお、本株式併合の詳細については、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

- (注1) 本減資等を行う場合においては、対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他 資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替える予定です。
- (注2) 本自己株式取得においては、公開買付者は、本田技研工業において、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得を実施することといたしました。なお、本公開買付価格及び本自己株式取得における自己株式の取得の対価(株式併合前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。)の算出においては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることを基準としております。そのため、本田技研工業が、対象者の少数株主の皆様に比して利益を得るものではございません。
- (注3) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書義務免除承認前に実施する可能性がありますが、 対象者株式の上場廃止後に実施するものであり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条 の22の2)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令(昭和40年 政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第4条の3)に該当しないため、 本自己株式取得に際し自社株公開買付けは実施しない予定です。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者及び本田技研工業との間で、本基本契約 を締結し、本不応募株式の全てを本公開買付けに応募しないこと、本田技研工業が所有する対象者株式の一 部については、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて対象者に売却することを含めた、本取引に係る諸条件について合意しております。本基本契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

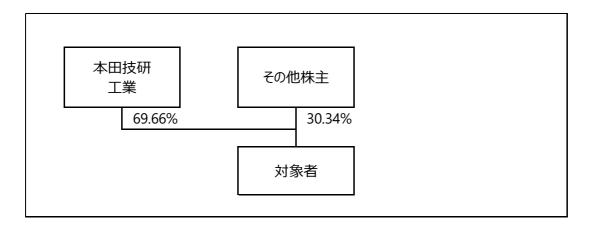
上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することにより、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。また、公開買付者は、本公開買付けにより売却を希望される対象者の株主の皆様に確実な売却機会を提供するため、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、(a)対象者及び本田技研工業との間で、本取引の実施及び実施に関する諸条件について定める本基本契約を、また、(b)本田技研工業との間で、本取引後における対象者の運営等について定めるShareholders Agreement(以下「本株主間契約」といいます。)をそれぞれ締結しております(これらの詳細は、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」及び「②本株主間契約」をご参照ください。)。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。

<本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャー概要図> 以下は、本公開買付け及びその後の想定されている手続のストラクチャーの概要を図示したものです。

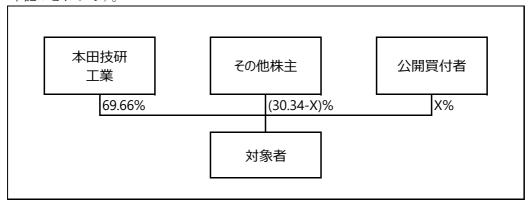
現状



① 本公開買付け(2026年1月下旬(予定))

本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)されることを開始の条件として、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得し、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的として公開買付者が本公開買付けを実施します。

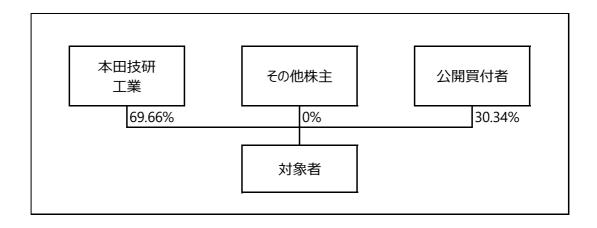
本公開買付け決済完了後の公開買付者の所有割合をX%とした場合の、対象者の株主の所有割合は下記のとおりです。



② 本株式併合(2026年5月下旬(予定))

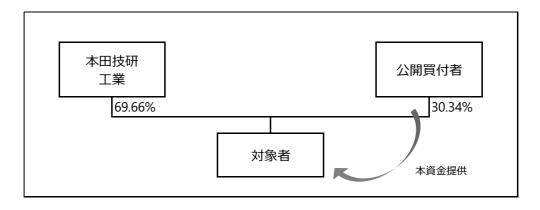
本公開買付けが成立し、かつ公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために対象者が行う本株式併合を実施する予定です。

本株式併合後の対象者の株主の所有割合は下記のとおりです。



③ 本資金提供及び本減資等(2026年5月下旬から2026年7月下旬(予定))

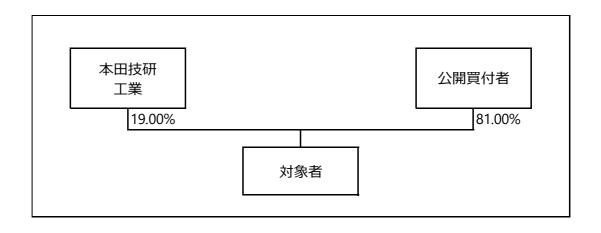
本自己株式取得を実行時の対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、公開買付者は、本自己株式 取得を実行するための資金を確保することを目的として、対象者に対する貸付けによる本資金提供及 び対象者が本自己株式取得に必要となる分配可能額を確保するために本減資等を実施する予定です。



④ 本自己株式取得(2026年5月下旬から2026年7月下旬(予定))

本株式併合後、対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本資金提供及び本減資等の完了を条件として、対象者は公開買付者の対象者に対する議決権保有割合を81.00%、本田技研工業の対象者に対する議決権保有割合を19.00%とするべく、本田技研工業が所有する対象者株式の一部を対象として、本自己株式取得を実施する予定です。なお、公開買付者、本田技研工業及び対象者は、本自己株式取得後の議決権保有割合が上記のとおりとなることを確保するために必要な場合には、本自己株式取得に先立ち、対象者の株式の分割を行うことを予定しています。

本自己株式取得実施後の所有割合は下記のとおりです。



なお、対象者が本日公表した「マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ(Motherson Global Investments B.V.)による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引を実行することは対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格は公正かつ妥当なものと考えており、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが相当であると判断したことから、本日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

マザーサンは、現マザーサン会長のVivek Chaand Sehgal 氏とその実母であるShrimati Swaran Lata Sehgal 氏によって 1975 年にインド共和国のデリーで設立されており、1993 年にボンベイ証券取引所、 1996年にインド国立証券取引所に上場しております。また、2025年6月30日現在、創業者でありマザー サンの会長である Vivek Chand Sehgal 氏を含む Sehgal 家の関係者がマザーサンの大株主であります。 マザーサン・グループは、家族経営の商社から発展し、多様な産業にわたりソリューションを提供するグ ローバル企業へと成長し、2025年8月29日現在、世界44か国に425以上の拠点を有し、自動車、航空宇 宙部品、IT、物流、及び消費者向け電子機器分野の製品をグローバルに展開しております。また、マザー サン・グループは、TIME USA, LLC により発行される雑誌である TIME にて 2024 年 9 月 13 日に発表された 「World's Best Companies of 2024」において 697 位にランクされており、Crain Communications, Inc. により発行される雑誌である Automotive News にて 2025 年 6 月 22 日に発表された「Automotive News top suppliers by original equipment parts sales - 2024」において 11 位にランクされる等、世界的な認 知も獲得しつつあると認識しております。また、マザーサンは、日本の自動車メーカーによるインド市場 への進出当初から、当該市場においてサービスを提供してきたと考えております。具体的には、日本の自 動車メーカーによるインド市場への進出は 1982 年にスズキ株式会社がインドに Maruti Udyog Limited (現 Maruti Suzuki India Limited)を設立することにより始まりましたが、マザーサン・グループは、1983年 に Maruti Udyog Limited が生産・販売する Maruti 800 向けの単一部品供給事業を開始し、1986 年には、 インド自動車市場向けワイヤーハーネス供給のため、住友電装株式会社と合弁会社を設立する等、日本の 自動車メーカーによるインド市場への進出当初から、サービス提供、及び業務提携し、進出の支援をする ことで日本の OEM との関係も拡大してきました。また、過去3年においても、2022 年の市光工業株式会社 のミラー事業の買収、2024年の八千代工業株式会社の買収、2025年の株式会社アツミテックの買収、三甲 株式会社及び株式会社松井製作所それぞれとの間でのジョイントベンチャーの設立等を通じ、日本企業と のパートナーシップを大幅に拡大してきたと考えており、これらを含め現在11社の日本企業(住友電装株 式会社、株式会社松井製作所、アネスト岩田株式会社、マレリ株式会社(旧カルソニックカンセイ株式会 社)、日新電機株式会社、株式会社ティーネットジャパン、住友電気工業株式会社、株式会社ハマキョウレ ックス、三甲株式会社、双日株式会社、技研株式会社)と業務提携しております。

なお、マザーサンは2024年3月にマザーサン・グループの海外事業の大部分を公開買付者の下に統合しており、公開買付者は以下の5つの事業セグメントを運営しております。

(ア) ワイヤーハーネス部門

自動車・非自動車分野の顧客向けに、社内設計・開発・製造を有するフルシステムサービスプロバイダーとして、低・高電圧ケーブル(注1)、コネクター、端子、電力分配システム(注2)、ジャンクションボックス(注3)、特殊ケーブルアセンブリ(注4)、EV向け充電コネクターやパワーモジュール電子機器(注5)等を提供。

(イ) モジュール及びポリマー製品部門

自動車の内外装部品を幅広く提供し、単純なプラスチック部品や機械組立から車両向け統合システム・モジュール(注6)に至るまで提供。

(ウ) ビジョンシステム部門

世界の主要自動車 OEM 向けに、外装及び内装用の各種バックミラーシステム、カメラベースの検知シ

ステムなどを製造。

(エ)統合アセンブリ部門

自動車業界向けに高度な統合システム・モジュール組立・納入ソリューションを提供。

(才)新規事業部門

自動車関連3事業部門、非自動車4事業部門、業種横断型1事業部門の合計8部門から構成され、新規事業を提供。

- (注1) 低・高電圧ケーブル:自動車や産業機器において、電力及び信号を伝送するための電線であり、用途に応じて低電圧及び高電圧に対応した仕様を有します。
- (注2) 電力分配システム (Electric Distribution System/EDS): 車両や機器内で電力を各機能へ効率的かつ安全に分配する配線・制御システムをいいます。
- (注3) ジャンクションボックス: 複数の電線や回路を接続・分岐・保護するためのボックス状部品をいいます。
- (注4) 特殊ケーブルアセンブリ:特定の用途・環境に合わせてカスタム設計されたケーブルと接続部品の組立品をいいます。
- (注5) パワーモジュール電子機器:電力変換や制御を行う半導体モジュールを含む電子機器で、電動化車両のモーターやバッテリー制御に使用されます。
- (注6) 統合システム・モジュール: 自社製造した又は第三者に外注した複数の部品を組み立てたものをいいます。

一方、対象者は、自動車部品の製造及び販売を目的として、1976 年 12 月にプレス技研工業株式会社として設立され、本田技研工業向けの自動車部品の生産を開始したとのことです。その後、対象者は、1986 年 11 月に高丘技研工業株式会社と合併し、同時に商号を現在の社名である株式会社ユタカ技研に変更したとのことです。対象者株式については、1997 年 10 月に日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録され、2004 年 12 月に JASDAQ 証券取引所に上場し、その後、2022 年 4 月に行われた東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、本日現在において、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

対象者グループ (対象者及び連結子会社 12 社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。) は、本田技研工業及びそのグループ会社に対する自動車部品の製造及び販売を主な内容とし、事業活動を展開しているとのことです。

また、対象者グループは、基本理念の「人間尊重」に基づき、「私たちは、世界的視野に立ち、豊かな創造力で、常にお客様に満足して頂ける魅力ある商品を供給することに全力を尽くす」という社是を実践することにより、社会に貢献することを目指しているとのことです。2030年までの経営目標として、「独自技術を強化拡大し、新しい時代に期待される企業となる。」を掲げ、「1. Yutaka 製品を世界のお客様に広め、地球環境に貢献する。」、「2. 電動化時代に向けて、新しい価値を生み出す商品を創造する。」、「3. 地域を超えて英知を結集し、グループの総合力を発揮する。」という3つの方向性を定めており、その実現に向けて努力しているとのことです。

対象者グループの各地域における事業内容は以下のとおりとのことです。

(ア) 日本

(自動車部品四輪・自動車部品二輪)

日本における生産部品は、、排気系製品、モーター系部品及び二輪車用の制動系製品とのことです。 対象者及び対象者の国内子会社(新日工業株式会社及び株式会社スミレックス)が製造し、主として本 田技研工業及びそのグループ会社である株式会社ホンダトレーディング、スズキ株式会社及びいすゞ自 動車株式会社に販売しているとのことです。

(汎用部品)

日本における主な生産部品は、小型船舶用の船外機とのことです。

対象者及び対象者の国内子会社(新日工業株式会社)が製造し、本田技研工業に販売しているとのことです。 (イ) 北米

(自動車部品四輪)

北米における生産部品は、四輪車用の駆動系製品、排気系製品及びATV 用の駆動部品とのことです。 対象者の海外子会社(カーディントン・ユタカ・テクノロジーズ・インコーポレーテッド及びユタカ・ テクノロジーズ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ)が製造し、主として本田技研工業及び そのグループ会社である Honda Development and Manufacturing of America, LLC、American Honda Motor Co., Inc.、Honda Canada Inc. 及び Honda de Mexico S. A. de C. V. に販売しているとのことで す。

(ウ) アジア

(自動車部品四輪)

アジアにおける生産部品は、四輪車用の駆動系製品及び排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社 (ピー・ティー・ユタカ・マニファクチャリング・インドネシア、ワイエス・テック (タイランド) カンパニー・リミテッド及びユタカ・オートパーツ・インディア・プライベート・リミテッド) が製造し、主として本田技研工業のグループ会社である P. T. Honda Prospect Motor、Honda Automobile (Thailand) Co., Ltd. 及び Honda Cars India Ltd. に販売しているとのことです。

(自動車部品二輪)

アジアにおける生産部品は、二輪車用の制動系製品及び排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社 (ユタカ・マニファクチャリング (フィリピンズ) インコーポレーテッド、ピー・ティー・ユタカ・マニファクチャリング・インドネシア及びユタカ・オートパーツ・インディア・プライベート・リミテッド) が製造し、主として本田技研工業のグループ会社である Honda Philippines Inc.、P. t. Astra Honda Motor 及び Honda Motorcycle and Scooter India Pvt. Ltd. に販売しているとのことです。

(エ) 中国

(自動車部品四輪)

中国における生産部品は、四輪車用の駆動系製品及び排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社(佛山市豊富汽配有限公司及び武漢金豊汽配有限公司)が製造し、主として本田 技研工業のグループ会社である東風本田汽車有限公司、広汽本田汽車有限公司、東風本田発動機有限公 司及び本田汽車零部件製造有限公司に販売しているとのことです。

(オ) その他

(自動車部品四輪)

ブラジルにおける生産部品は、四輪車用の排気系製品とのことです。

対象者の海外子会社(ユタカ・ド・ブラジル・リミターダ)が製造し、主として本田技研工業のグループ会社である Honda Automoveis do Brasil Ltda. に販売しているとのことです。

また、対象者グループは、第15次中期事業計画(2023年4月~2026年3月)において、「排気/制動部品・電動車部品を事業の柱とし、環境・社会に貢献する」を経営戦略に掲げ、電動化の基盤確立とアシストスーツや小型モビリティフレームなどの新価値商品の仕込みを実施することで新たな事業の柱の構築に注力してきたとのことです。加えて、既存事業の本田技研工業及びそのグループ会社以外への販路の拡大と、モーターの製造販売を優先に事業構造の転換を図るとともに、ラインの効率化による製造コストの削減や省人化等、事業効率の追求により足元の事業の柱である既存排気/制動部品事業の収益を長期的に極大化することで継続的成長を目指してきたとのことです。

対象者グループを取り巻く事業環境は、近年、急速に移り変わっており、業界全体としては、「主要市場での自動車販売成長率の鈍化」や「自動車メーカー系列を超えた提携拡大」が見られるとのことです。また、グローバルに目を向けると、「脱炭素社会に向けた自動車電動化へのシフト」の方向性は確実視される

一方、北米や欧州の地域においてはハイブリッド車や合成燃料車などの一部の内燃機関車の共存の可能性 も示唆されるなど地域毎に多様性を増してきているとのことです。今後も対象者グループをとりまく環境 は厳しく、こうした事業環境の変化に対応するため、対象者においては、更なる経営の機動性・柔軟性を 確保するとともに、事業の統合や拠点の集約によるオペレーションの合理化、電気自動車向けの新製品の 開発、自動車以外の事業向けの製品の開発、及びこれらを実現するための大型の研究開発投資拠点の合理 化、新製品の開発、新規事業領域への展開、及び大型の研究開発投資等が急務であると認識しているとの ことです。

マザーサンは、本取引の検討過程における対象者の経営陣との協議等を通じて、本取引を通じ以下のようなシナジーの創出が可能と考えており、それによって公開買付者を含むマザーサン・グループ及び対象者の事業の長期的な成長を実現できると考えております。

(ア) 内燃機関自動車の需要が引き続き見込まれる新興市場におけるマザーサン・グループの販路を活用 した新規顧客の獲得

マザーサン・グループは、世界的な市場における売上高上位の自動車メーカーと取引関係を有しており、公開買付者はマザーサン・グループの顧客に対して対象者を紹介することが可能です。例えば、マザーサン・グループが拠点とする新興市場のインドにおいて、本取引後、公開買付者は、マザーサン・グループの顧客である日本やインドの自動車メーカーに対して、対象者が製造するモーター、プレス部品等の内燃機関向け部品を提案する機会を創出することが可能と考えております。既存市場のみでは事業の継続が危ぶまれる状況においても、対象者が現在保有する製品群をマザーサン・グループの販路を通じて内燃機関自動車の需要が引き続き見込まれる新興市場に展開することで、対象者の事業継続と成長が可能となると考えております。

(イ) マザーサン・グループが有するグローバル自動車メーカーとの取引関係を活用した、新興市場に限らない新規顧客の獲得

マザーサン・グループは、世界的な市場における売上高上位の自動車メーカーと長年にわたる取引 実績を有しており、本取引後、これらの自動車メーカーに対して対象者の技術力や製品群を紹介する ことで、新興市場に限らず、グローバル市場における新規顧客の獲得が可能となります。マザーサン・ グループによる本田技研工業のサプライヤーである八千代工業株式会社及び株式会社アツミテック の買収等の過去の買収事例においても、買収後、対象企業がマザーサン・グループによる顧客紹介を 通じた新たな成長機会を得ていることから、本取引後対象者においても同様の成長機会を提供できる と考えております。

(ウ) マザーサン・グループが有する製品ポートフォリオと対象者の設計・生産に関するノウハウを活用 した、非自動車業界における顧客の追加ニーズの発掘及び製品の多角化

マザーサン・グループは、非自動車分野への多角化と成長を方針としており、現在は航空宇宙、家電、ヘルスケア及び医療の分野にも事業展開しています。これらの分野における顧客ニーズに対して、対象者が有する設計力(例:栃木 R&D センターの設計技術)や生産技術(例:プレス加工、機械加工)を活用することで、新たな製品開発やソリューション提供が可能となると考えております。例えば、対象者が製造するモーターは、家電製品向けに応用可能であり、非自動車分野への製品多角化を通じて、対象者の事業基盤の強化と持続可能な成長が期待されます。

② マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議

マザーサン・グループは、本田技研工業との間において、20年以上にわたり、相互に利益をもたらす取引関係を築いてまいりました。両社間の信頼と協力により維持された長期にわたる関係に基づき、両社は、本田技研工業の取引ネットワーク内における主要なサプライヤーの持続可能性及び成長を確保することを目的とした取組みを行っております。これらのサプライヤーは、内燃機関車両向け製品に大きく依存しており、伝統的にその販売の大部分が本田技研工業に向けられておりました。もっとも、これらのサプラ

イヤーは、本田技研工業が2040年までに新車販売の全てをEV(電気自動車)及びFCV(燃料電池車)とする目標を発表したことを受け、急速に変化する自動車業界において将来の持続可能性を確保すべく、その販売製品及び顧客基盤を多様化する必要に迫られていると認識しております。

以上のような課題を踏まえ、マザーサン・グループは、本田技研工業の重要なサプライヤーを支援すべく、その専門知識と過去の実績を活かし、2024年にはマザーサン・グループに属する1社である SMRP B. V. が本田技研工業から八千代工業株式会社の総議決権の81.00%を取得することにより八千代工業株式会社を SMRP B. V. の子会社とする取引、2025年にはマザーサン・グループが本田技研工業から株式会社アツミテックの総議決権の95.00%を取得することにより株式会社アツミテックをマザーサン・グループに属する1社とする取引等を実行いたしました。本田技研工業は、これらの取引を通じて、マザーサンが買収する対象企業の企業改革及び成長余地を真摯に検討し、実行に移すための財務基盤及び顧客基盤を有しているものと認識するに至り、マザーサンは、本田技研工業から、対象者が直面する世界的な脱炭素化の潮流における内燃機関製品の需要減少への対応といった課題を対処するための対象者の非公開化に向けた協力・検討の機会について打診を受けました。

マザーサンは、マザーサン・グループの更なる成長の実現及び企業価値の向上を図るには、業務提携で 事業を補完し合うだけでなく、財務的にも利害関係を一致させ長期的で強固な関係を築く観点でマザーサ ン・グループと対象者が資本面で提携することが合理的な戦略であり、また、より多くのシナジーを創出 していくためには、公開買付者による対象者の子会社化を通じて、機動的な意思決定を行える体制を構築 することが必要であると考えました。一方、マザーサンは、対象者を取り巻く自動車業界の環境に関して、 世界的な脱炭素化の潮流により今後も内燃機関自動車からハイブリッド自動車及び電気自動車への急速 なシフトが進行し、内燃機関製品の需要が減少すると見込んでおります。こうした事業環境の変化に対応 するため、対象者においては、マザーサン・グループとのシナジー創出や拠点の集約によるオペレーショ ンの合理化、電気自動車向けの新製品の開発、自動車以外の事業向けの製品の開発、及びこれらを実現す るための大型の研究開発投資拠点の合理化、新製品の開発、新規事業領域への展開、大型の研究開発投資 等が急務であると認識しており、マザーサンは、これらを推進するために、マザーサン・グループとの大 規模協働が必須であると考えるに至りました。そして、かかる対象者との協働を達成するためには、公開 買付者が対象者の上場を維持したまま対象者を子会社化し、対象者の既存株主の短期的な利益をも考慮し ながら事業経営を行うのではなく、対象者株式を非公開化し、短期的な業績にとらわれない長期的な観点 からの事業経営を行うことが最も合理的な選択であると結論付けました。なお、マザーサンは、対象者の 非公開化を検討するにあたり、非公開化により対象者が資本市場を通じた資金調達手段を失うこと、顧客 からの信用力低下の可能性並びに本田技研工業の連結子会社でなくなることといったデメリットについ ても検討いたしました。しかしながら、資本市場からの資金調達は投資家需要の範囲に限られること、ま た、仮に、日本の上場企業としての地位を失うことや本田技研工業の連結子会社でなくなることにより、 顧客からの評価に影響が生じたとしても、業務改善を通じて顧客との関係強化が可能であると判断される ことから、これらはいずれも重大なデメリットとはならないものと判断しております。この他に、マザー サンにおいて具体的に検討したデメリットはございません。

そこで、マザーサンは、2024年10月11日付で、本田技研工業に対して、本取引に関心があり、初期的な協議の開始を希望する旨を伝達いたしました。そして、マザーサンは、2024年10月21日付で、本田技研工業より、マザーサンの申出を受け入れて、協議を開始することを了承する旨の連絡を受領し、2024年10月23日に、本田技研工業との間で、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを前提としたマザーサン・グループと対象者との協業の可能性、本取引に係る想定スケジュール、想定買収スキーム及びデュー・ディリジェンスの進め方について協議いたしました。マザーサン及び本田技研工業は、当該初期的な協議を通じて、対象者における、世界的な脱炭素化の潮流を背景とした事業環境の変化への対応の必要性、及び「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引を通じたマザーサン・グループと対象者のシナジー創出の可能性についての両社の認識を共有

することができたため、マザーサンは、2024 年 11 月 8 日付で、本田技研工業に対し対象者株式の取得に関心がある旨、想定する取引ストラクチャー、デュー・ディリジェンスの概要及び想定スケジュールを内容とする法的拘束力を持たない「Letter of Intent」(以下「2024 年 11 月 8 日付意向表明書」といいます。)を提出し、これに対して本田技研工業より、2024 年 11 月 19 日付で、本取引について前向きに検討を進めたい旨の連絡を受けたため、本田技研工業との間で本取引に関する本格的な協議を開始いたしました。

また、マザーサンは、本取引に関する検討を本格化するため、2024 年 12 月上旬に、マザーサン・グループ、対象者及び本田技研工業から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、2025 年 2 月上旬にリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を起用いたしました。

そして、マザーサンは、2024年12月下旬から2025年1月下旬にかけて、対象者から、対象者グループに関する初期的な情報の開示を受け、当該情報を用いた対象者グループについての初期的なデュー・ディリジェンスと事業シナジーの検討を開始しました。

その後のマザーサンと対象者の間の協議の経緯は、以下のとおりです。マザーサンは、2025 年3月3日 付で、対象者に対し、マザーサンが本公開買付価格を 2,500 円 (2,500 円は、当該提案がなされた 2025 年 3月3日の前営業日である 2025 年2月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終 値 1,970 円に対して 26.90% (小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算に おいて同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,012円に対して24.25%、同日までの過 去3ヶ月間の終値単純平均値1,997円に対して25.19%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,914 円に対して30.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)として本取引を実施する意向を有している こと、マザーサン・グループの概要、対象者の事業及び財務状況に係るマザーサンとしての理解、本取引 のスキーム、2025 年3月3日時点で提案する本公開買付価格、対象者の成長戦略、資金調達手段の想定、 並びに、デュー・ディリジェンスへの協力の要請を内容に含む法的拘束力のない意向表明書(以下「2025 年3月3日付意向表明書」といいます。)を提出しました。その後、マザーサンは、2025年6月5日、対象 者より、デュー・ディリジェンスを受け入れる旨の連絡を受け、デュー・ディリジェンスの実施の準備を 開始しました。一方で、マザーサンは、2025年7月10日付で、対象者より、2025年3月3日付意向表明 書において提案された本公開買付価格(2,500円)は、対象者の収益力に基づく本源的価値を考慮すると、 対象者が想定する価格を大きく下回るため、公開買付価格の再検討及び再提示を要請することを内容とす る回答書を受領しました。マザーサンは、引き続き本取引の検討を継続していたところ、2025年7月18日 付で、対象者に対して、対象者の事業規模及び利益水準が前年度よりも低下しているにもかかわらず対象 者株式の市場株価は 2025 年 3 月 3 日付意向表明書の提出時から約 30%上昇しており、これ以上交渉が長 期化した場合の更なる株価の上昇により、本取引の実行が困難となることを避けるため、本取引の検討を 加速化する必要があること、及び、対象者が想定している公開買付価格が不明確である旨の回答、並びに 本取引に関する検討やマザーサンによるデュー・ディリジェンスへの更なる協力を要請しました。また、 マザーサンは、2025年7月3日から8月8日にかけて、対象者グループ各社へのインタビューセッション を含む法務・財務・税務分野を中心としたデュー・ディリジェンスを本格的に実施しました。そのような 中、マザーサンは、2025年7月28日付で、対象者から、本公開買付価格を3,250円に増額するよう要請 すること等を内容とする書簡を受領しました。その後、マザーサンは、デュー・ディリジェンスの結果を 踏まえ、2025 年8月12日付で、対象者に対し、マザーサンが本公開買付価格を2,875円(2,875円は、 当該提案がなされた 2025 年8月 12 日の前営業日である 2025 年8月8日の東京証券取引所スタンダード 市場における対象者株式の終値2,640円に対して8.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 2,639 円に対して 8.94%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,608 円に対して10.24%、同日ま での過去6ヶ月間の終値単純平均値2,362円に対して21.72%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)

に増額して本取引を実施する意向を有している旨の法的拘束力のない意向表明書を提出しました。これに 対し、マザーサンは、対象者から、2025 年 8 月 13 日付で、本公開買付価格を 3, 150 円に増額するよう要 請することを内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025年8月14日付で、 対象者に対し、本公開買付価格を 2,925 円(2,925 円は、当該提案がなされた 2025 年 8 月 14 日の前営業 日である 2025 年8月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,771円に対し て 5.56%、同日までの過去 1ヶ月間の終値単純平均値 2,656 円に対して 10.13%、同日までの過去 3ヶ月 間の終値単純平均値 2,624 円に対して 11.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 2,376 円に対 して23.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。その後、マ ザーサンは、対象者から、2025年8月15日付で、本公開買付価格を3,100円に増額するよう要請するこ とを内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025 年8月 18 日付で、対象者 に対し、本公開買付価格を 2,975 円 (2,975 円は、当該提案がなされた 2025 年 8 月 18 日の前営業日であ る 2025 年8月 15 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 2,759 円に対して 7.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,669円に対して11.46%、同日までの過去3ヶ月間 の終値単純平均値 2,635 円に対して 12.90%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 2,385 円に対し て24.74%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。その後、マザ ーサンは、対象者から、2025 年8月20日付で、本公開買付価格を3,075円に増額するよう要請すること を内容とする書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025 年8月 22 日付で、対象者に 対し、本公開買付価格を 3,000 円(3,000 円は、当該提案がなされた 2025 年 8 月 22 日の前営業日である 2025年8月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,810円に対して6.76%、 同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,702円に対して11.03%、同日までの過去3ヶ月間の終値単 純平均値 2, 657 円に対して 12. 91%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2, 415 円に対して 24. 22% のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。) に増額する旨の書簡を提出しました。その後、マザーサンは、 対象者から、2025 年8月 25 日付で、本公開買付価格を 3,050 円に増額するよう要請することを内容とす る書簡を受領しました。マザーサンは、かかる書簡を受け、2025年8月26日付で、対象者に対し、最終 提案として、本公開買付価格を 3,024 円 (3,024 円は、当該提案がなされた 2025 年8月 26 日の前営業日 である 2025 年 8 月 25 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 2,865 円に対して 5.55%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,733円に対して10.65%、同日までの過去3ヶ月間 の終値単純平均値 2,667 円に対して 13.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 2,426 円に対し て24.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)に増額する旨の書簡を提出しました。これに対して、 マザーサンは、2025年8月27日に、対象者より、本公開買付価格が対象者株式の市場価格を下回らない ことを条件として、当該提案を応諾する旨の回答を受けました。

他方、上述の 2024 年 12 月下旬から 2025 年 1 月下旬に開始した初期的なデュー・ディリジェンスと事業シナジーの検討の実施後における、マザーサンと本田技研工業の間の協議の経緯は、以下のとおりです。マザーサンは、2025 年 2 月 17 日、本田技研工業に対して、本取引においてマザーサンが本田技研工業及び対象者の株主の皆様に対して支払う対価の総予算を踏まえ、本田技研工業からの対象者株式の取得を本自己株式取得の方法で行うことにより、本田技研工業において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くするという枠組みを提案しました。これに対し、本田技研工業は、2025 年 2 月 24 日、マザーサンに対して、本取引においてマザーサンが支出する総予算について増額の可能性を検討するよう要請しました。なお、この時点においては、具体的な本自己株式取得価格の金額については、提案は行われておりませんでした。マザーサンによる対象者に対する 2025 年 3 月 3 日付意向表明書の提出後、対象者株式の市場株価がその提出時から約 30%上昇していたところ、マザーサンは、対象者から本公開買付価格を増額させるよう要請を受ける可能性があることを想定し、2025 年 7 月上旬より、本田技研工業との間で、かかる場合における本自己株式取得価格の決定方法について協議を行いました。そして、マザーサンは、上述のとおり、2025

年7月10日付で、対象者から本公開買付価格の再検討及び再提示の要請を受けたことを踏まえ、2025年8月7日、本田技研工業との間で協議を行い、本取引においてマザーサンが支出する総予算を増額させることについて合意し、引き続き本自己株式取得価格をいかなる金額とするかについて検討を行うこととしました。そして、2025年8月28日、マザーサン及び本田技研工業は、2025年8月27日にマザーサンが本公開買付価格を3,024円とすることの最終提案が対象者から応諾されたことを踏まえ、本自己株式取得価格は、1株あたり1,470円とすることについて合意しました。なお、かかる金額を合意するに際しては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることを基準としております。そのため、本田技研工業が、対象者の少数株主の皆様に比して利益を得るものではございません。

また、本田技研工業は、対象者の子会社である新日工業株式会社の株式を保有しているところ(本日時点における新日工業株式会社の発行済株式総数は200,000株であり、そのうち、対象者が124,000株(議決権保有割合:62.00%)を、本田技研工業が22,000株(議決権保有割合:11.00%)を保有しております。)、公開買付者は、対象者の非公開化後、できる限り早期に新日工業株式会社の株式を取得し、同社の経営に関与し、マザーサン・グループとのシナジーを実現すべく、本田技研工業から、本株式併合によるスクイーズアウト手続の完了後実務上可能な限り速やかに、同社が保有する新日工業株式会社の株式をマザーサン・グループに対して譲渡することについて提案し、本基本契約においてその旨を合意しております。なお、かかる新日工業株式会社の株式の譲渡は、上記の目的で実施されるものであるところ、本田技研工業からの本自己株式取得とは独立して検討されたものであり、本田技研工業が保有する対象者株式の対価又は本公開買付けへの応募の対価を提供するものではないため、均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、対象者がインドの子会社である Yutaka Autoparts India Private Ltd. (以下「YAI」といいます。)の株式を保有しているところ、インドの外資規制上、公開買付者が本公開買付けにより対象者の株式を取得する場合には、インド当局の承認が必要になります。公開買付者は、インドの現地法律事務所より、かかるインド当局の承認が必要となる場合、当該承認の取得に必要な期間を予想することは困難である一方、本公開買付けの決済の開始よりも前に YAI の株式の譲渡を行う場合には、当該インド当局の承認は不要となる旨の助言を受けております。公開買付者は、かかる承認取得の手続により本公開買付けを含む一連の取引の実行の確実性に影響が生じることを避けるべく、本公開買付けの成立後、決済の開始日までにYAI の株式の譲渡を実行することについて提案し、本基本契約においてその旨を合意しております。

以上の取引についての詳細は、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」をご 参照ください。

③ 対象者における意思決定の過程及び理由 対象者プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

(i) 検討体制の構築の経緯

対象者は、2024年11月12日、本田技研工業より、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議」に記載のとおり、2024年11月12日、本田技研工業より、マザーサンが本田技研工業に対して提出した、対象者株式の取得に関心がある旨の2024年11月8日付「Letter of Intent」(2024年11月8日付意向表明書)の写し、及び本田技研工業がこれを受けて作成した本取引に関する検討を依頼する書簡を受領したため、対象者の企業価値向上及び対象者の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判

断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、本田技研工業よりマザーサ ンが本取引を前向きに検討する意思を有している旨の伝達を受けた2024年11月19日から本日 現在に至るまで、公開買付者を含むマザーサン・グループは対象者株式を所有しておらず、本 公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしませんが、(ア) 本田技研工業は、本 日現在に至るまで、対象者株式を 10,322,000 株 (所有割合:69.66%) 所有していること、並 びに(イ)2024年11月8日付意向表明書によれば、その提出時点では、本取引の取引対象の範 囲及びストラクチャーについて、追って本田技研工業や対象者と協力の上で検討するものとさ れていたこと等から、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に 存在する取引に該当する潜在的な可能性があることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の 公正性を担保する観点から、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利 益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者 における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」に記 載のとおり、2024 年 11 月 13 日開催の取締役会決議により、(i)本取引の目的が対象者の企業 価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるか否か、(ii)本公開買付けにおける公開買 付価格その他の本取引の条件の妥当性、(iii)本取引に至る交渉過程等の手続の公正性、(iv)(i) 乃至(iii)を踏まえ、本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益でないか否か、 並びに(v)((i)乃至(iv)を踏まえた結論として)本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛 同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することが妥当 か否かについて検討し、対象者取締役会に意見を述べること(以下これらを総称して「本諮問 事項 といいます。) を目的として、森田幸光氏(対象者独立社外取締役)、内田優子氏(対象者 独立社外取締役)、鈴木祐介氏(対象者独立社外監査役)、仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松 本法律事務所)及び長谷川臣介氏(公認会計士兼税理士、長谷川公認会計士事務所)の5名から 構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです(本特別 委員会の構成、付与された権限並びに検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 本公開 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付け の公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者 における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、委員である仁科秀隆氏 及び長谷川臣介氏は、対象者の取締役ではありませんが、両氏の専門性及び過去の同種事案に おける経験等を勘案の上、本特別委員会の委員への就任を打診したとのことです。

また、対象者は、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者並びに本取引から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして株式会社三菱 UFJ 銀行(以下「MUFG」といいます。)、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所、第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)をそれぞれ 2024 年 11 月 21 日、同年 10 月 31 日、2025 年 3 月 28 日に選任し、本特別委員会において、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けたとのことです。なお、対象者は、MUFG について、従前より銀行取引を行っている中で、この度フィナンシャル・アドバイザーへの就任を打診し、また、長島・大野・常松法律事務所及びプルータスについては、MUFG の紹介により、リーガル・アドバイザー又は第三者算定機関への就任をそれぞれ打診したとのことです。また、本取引に係る MUFG に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により MUFG を対象者の独立したフィナンシャル・アドバイザーとして選任しているとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

その上で、対象者は、プルータスから対象者株式の価値算定結果に関する報告、MUFGからマザーサンとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、長島・大野・常松法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、対象者グループを取り巻く事業環境及び対象者グループの事業の状況、本取引の意義・目的、本取引が対象者に与える影響並びに本取引後の経営方針の内容等を踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、2025年3月3日、マザーサンから、本田技研工業が対象者に対して 実施したベンダーデュー・ディリジェンス及びマザーサンが対象者に対して実施したビジネス・ デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた 2025 年3月3日付意向表明書を受領したとのことで す。2025年3月3日付意向表明書において提案された本公開買付価格である2,500円は、当該 提案がなされた2025年3月3日の前営業日である2025年2月28日の東京証券取引所スタンダ ード市場における対象者株式の終値 1,970 円に対して 26.90%、同日までの過去1ヶ月間の終 値単純平均値 2,012 円に対して 24.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値 1,997 円 に対して 25. 19%、同日までの過去 6ヶ月間の終値単純平均値 1,914 円に対して 30. 62%のプレ ミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。対象者は、2025 年3月3日付意向表明書の記載内 容の詳細や背景等について確認するためマザーサンとの間で書面でのやりとりを行うとともに、 当該提案価格を含む2025年3月3日付意向表明書の内容について、MUFG及び長島・大野・常松 法律事務所からの助言並びに本特別委員会の意見も踏まえながら、対象者の企業価値ひいては 株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から慎重に検討を行ったとのことです。 かかる検討の結果、当該提案価格は、対象者の収益力に基づく本源的価値が十分に反映されて おらず、また、2025年3月3日付意向表明書を受領以降に上昇した対象者の足下の市場株価を 下回るものであることを踏まえると、対象者の少数株主に対し本公開買付けに応募を推奨でき る水準ではないと判断し、2025年7月10日付で、マザーサンに対して公開買付価格の再検討及 び再提示を要請したとのことです。これに対し、同月18日、マザーサンは、対象者の事業規模 及び利益水準が前年度よりも低下しているにもかかわらず対象者株式の市場株価は 2025 年3 月3日付意向表明書の提出時から約30%上昇しており、これ以上交渉が長期化した場合の更な る株価の上昇により、本取引の実行が困難となることを避けるため、本取引の検討を加速化す る必要があること、及び、対象者が想定している公開買付価格が不明確である旨の回答、及び 本取引に関する検討やマザーサンによるデュー・ディリジェンスへの更なる協力の要請を行い ました。これを受けて、本取引を早期に実現するため合理的な限度で検討を加速化する必要性 は対象者としても同意するところであり、そのためには対象者側から具体的な価格を提示する ことが有益と考えたことから、2025年3月3日付意向表明書の受領以降、継続して検討してい た対象者の本源的価値、現時点の経済状況、市場動向、及び対象者を取り巻くその他の経営環 境を踏まえて適正価格について検討し、同月 28 日、マザーサンに対して、本公開買付価格を 3,250 円に増額するよう要請したとのことです。そして、対象者は、2025 年8月 12 日、マザー サンから、本田技研工業が対象者に対して実施したベンダーデュー・ディリジェンス及びマザ ーサンが対象者に対して実施した一連のデュー・ディリジェンスの結果を踏まえた2025年8月 12 日付意向表明書を受領したとのことです。2025 年8月12 日付意向表明書において提案され た本公開買付価格である 2,875 円は、当該提案がなされた 2025 年8月 12 日の前営業日である 2025 年8月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,640円に対し て8.90%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,639円に対して8.94%、同日までの過 去3ヶ月間の終値単純平均値2,608円に対して10.24%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純 平均値 2,362 円に対して 21.72%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対

し、対象者は、同月13日、マザーサンに対し、より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同 を得るために、本公開買付価格を 3,150 円に増額するよう要請したとのことです。対象者は、 同月14日、マザーサンから、対象者からの上記の要請を踏まえ、本公開買付価格を2,925円と する提案を受領したとのことです。当該書簡において提案された本公開買付価格である 2,925 円は、当該提案がなされた 2025 年8月14日の前営業日である 2025 年8月13日の東京証券取 引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,771円に対して5.56%、同日までの過去1 ヶ月間の終値単純平均値 2,656 円に対して 10.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均 値 2,624 円に対して 11.47%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値 2,376 円に対して 23.11%のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月15日、 マザーサンに対し、より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付 価格を 3, 100 円に増額するよう要請したとのことです。そして、対象者は、同月 18 日、マザー サンから、対象者からの上記の要請を踏まえ、本公開買付価格を 2,975 円とする書簡を受領し たとのことです。当該書簡において提案された本公開買付価格である 2,975 円は、当該提案が なされた 2025 年 8 月 18 日の前営業日である 2025 年 8 月 15 日の東京証券取引所スタンダード 市場における対象者株式の終値2,759円に対して7.83%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純 平均値 2,669 円に対して 11.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,635 円に対し て 12.90%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,385 円に対して 24.74%のプレミアム をそれぞれ加えた金額とのことです。これに対し、対象者は、同月 20 日、マザーサンに対し、 より多くの一般株主から本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格を 3,075 円に増 額するよう要請したとのことです。そして、対象者は、同月22日、マザーサンから、対象者か らの上記の要請を踏まえ、本公開買付価格を 3,000 円とする書簡を受領したとのことです。当 該書簡において提案された本公開買付価格である3,000円は、当該提案がなされた2025年8月 22 日の前営業日である 2025 年8月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株 式の終値 2,810 円に対して 6.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値 2,702 円に対し て 11.03%、同日までの過去 3ヶ月間の終値単純平均値 2,657 円に対して 12.91%、同日までの 過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,415 円に対して 24.22%のプレミアムをそれぞれ加えた金額 とのことです。これに対し、対象者は、同月25日、マザーサンに対し、より多くの一般株主か ら本公開買付けへの賛同を得るために、本公開買付価格を 3,050 円に増額するよう要請したと のことです。そして、対象者は、同月26日、マザーサンから、対象者からの上記の要請を踏ま え、最終提案として、本公開買付価格を3,024円とする書簡を受領したとのことです。当該書 簡において提案された本公開買付価格である 3,024 円は、当該提案がなされた 2025 年8月 26 日の前営業日である 2025 年8月 25 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式 の終値 2,865 円に対して 5.55%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,733 円に対して 10.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,667円に対して13.39%、同日までの過 去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,426 円に対して 24.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額と のことです。これに対し、対象者は、同月27日、同日現在の対象者の経営環境、市場動向、そ の他の経済状況を踏まえると、当該最終提案における本公開買付価格は、対象者株式の株価を 下回らない限り、対象者の少数株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するに足りる公正か つ合理的なものであり、最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で対象者取締役 会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を 3,024 円とする旨の提案を受諾する 旨を回答したとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、随時、対象者や対象者のアドバイザーとの 意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきたとのことです。具体的には、まず、対象者がマ ザーサンに対して提示し、プルータスが対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の事 業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認 を経て、その承認を受けたとのことです。また、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである MUFG は、マザーサンとの交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、マザーサンから本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、マザーサンとの交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2025 年8月29日付で、本特別委員会から、答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び対象者における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

(iii) 判断内容

以上の経緯の下、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、2025 年8月28日付でプルータスから提出を受けた対象者株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)、MUFGから受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、以下のとおり、対象者としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じた対象者の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

上記「②マザーサンと対象者及び本田技研工業との協議」に記載のとおり、世界的な脱炭素化 の潮流により今後も内燃機関自動車からハイブリッド自動車及び電気自動車への急速なシフト が進行し、内燃機関製品の需要が減少することが見込まれており、こうした事業環境の変化に 対応するため、対象者においては、更なる経営の機動性・柔軟性を確保するとともに、事業の統 合や拠点の集約によるオペレーションの合理化、電気自動車向けの新製品の開発、自動車以外 の事業向けの製品の開発、及びこれらを実現するための大型の研究開発投資拠点の合理化、新 製品の開発、新規事業領域への展開、及び大型の研究開発投資等が急務であると認識している とのことです。もっとも、このような抜本的な改革を推進することにより、中・長期的にみれば 対象者の企業価値向上が期待できるものの、継続的・長期的な投資が必要となることに加え、 特に新たなビジネスを創造する上では、事業遂行上の不確定リスクも存在するため、短期的に は対象者グループの収益及びキャッシュフローに悪影響を与える可能性があると考えていると のことです。こうした改革を対象者が上場を維持したまま実施すれば、短期的には資本市場か らの十分な評価が得られず、株価の下落といったマイナスの影響が生じ、対象者の少数株主に 不利益を与える可能性を否定できないと考えているとのことです。本取引により対象者が非公 開化することで、短期的な業績にとらわれない中・長期的な視点での取り組みが可能になると ともに、経営資源の活用や意思決定の柔軟性及びスピードの迅速化を実現することができると 考えているとのことです。

対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりとのことです。 ① 取引顧客拡大の実現

対象者グループは、排気/制動部品と新しい事業である電動車部品を事業の柱とすることを目指しているとのことです。将来戦略として、排気/制動部品の収益性の追求と販路拡大を実現す

ることで、電動車部品事業への投資を加速して新しい市場を開拓、電動化時代をリードする事 を掲げているとのことです。

その中で対象者は本田技研工業との長期的な取引を背景に高い技術力及び高い品質を保有していると自負している一方で、販売先について本田技研工業への依存度が高く、以下の対応が 重要課題と認識しているとのことです。

- (i) 将来的な自動車市場の電動化への転換に伴い排気部品及び駆動部品といった内燃機関部 品の需要が減少する中で新規顧客獲得により収益力を維持拡大すること
- (ii) 新規事業である電動車部品において本田技研工業との取引で培った排気/駆動/制動部品 及び自動車モーター部品の開発/製造技術を活用し新しい市場を開拓すること

マザーサン・グループは、世界 44 か国に 400 以上の拠点を有しており、自動車部品業界におけるバックミラー、ワイヤーハーネス (注1)、成型プラスチック部品、バンパー、燃料タンク、ダッシュボード、ドアトリム (注2)、HVAC システム (注3)、サンルーフなどを含む完全モジュール、自動車及び産業用途向けゴム部品、高精度加工金属部品、並びにインジェクション成型ツールなどの製品分野において、世界各国の 0EM との取引を保有しております。このようなマザーサン・グループが保有する世界的な顧客ネットワークの活用、更に現在対象者グループが参入していない欧州市場への新規参入により対象者が目指している排気/制動部品、また電動車部品の販路拡大及び収益力の拡大を実現し対象者グループの企業価値の向上を実現することが可能と考えているとのことです。

- (注1) 「ワイヤーハーネス」とは、電源供給や信号通信のために用いられる複数の電線を束 にして集合部品としたものをいいます。
- (注2) 「ドアトリム」とは、車両のドアの内側に取り付けられる内装パネルをいいます。
- (注3) 「HVAC システム」とは、暖房(Heating)、換気(Ventilation)、空調(Air Conditioning) といった車内の空調を制御するコンポーネントをいいます。

② 新価値商品創造の多角化

対象者は、自動車部品製造で培った製品開発技術、プレス技術、接合技術、機械加工技術や熱処理技術を活用してBELT POWER X (注4)、M-BASE(注5)や風力発熱システム(注6)など既存事業にとらわれない新価値商品の創造を目指しているとのことです。

マザーサン・グループは、新興事業部門を保有し、照明・エレクトロニクス、精密金属などの自動車業界、また航空宇宙、物流ソリューション、ヘルスケア・医療などの非自動車業界の事業をサポートしております。本取引により対象者が保有する開発力及び技術力をマザーサン・グループが保有する新興事業と融合することで新たな新価値商品の可能性を見出すことができると考えているとのことです。

- (注4) 「BELT POWER X」とは、対象者が開発した作業アシスト装具をいいます。
- (注5) 「M-BASE」とは、対象者が開発した次世代小型モビリティ向け汎用フレームをいいます。
- (注6) 「風力発熱システム」とは、対象者が現在研究開発中の再生可能エネルギーである「風力」を直接熱に変換し、住宅に設置して暖房や給湯に利用することができる創エネ製品をいいます。

なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、②知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられるとのこと

です。しかしながら、①については、本取引によって、マザーサンの信用力を背景として適宜最適な資金調達手段が活用可能となること、②については、対象者は長らく上場企業として事業を営んでおり、取引先との関係でも既に十分な知名度や社会的信用を有していることに加え、本取引の実行後はマザーサン・グループのネットワークを活用した人材採用も可能となることから、上場廃止による影響は限定的であると考えられ、非公開化により期待されるメリットは、非公開化を行うことによるデメリットを上回るものと判断したとのことです。また、本取引後も、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」の「②本株主間契約」の「(i)対象者株式譲渡後の対象者の運営」に記載のとおり、本田技研工業と対象者の間の資本関係は引き続き存続すること、及び主要顧客である本田技研工業と対象者の間の取引関係についても取引額の大幅な縮減その他の悪影響が生じることはないものと見込まれることから、対象者がマザーサン・グループに包含されることによるデメリットとして重大なものは見当たらないとのことです。

また、(i) 本公開買付価格(3,024円)が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保す るための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための 措置」の「①対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・ オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」に記載のとおり、プルータスから取得した本株式価 値算定書において、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、かつ DCF 法に よる算定結果のレンジの中央値を上回る金額であること、(ii)経済産業省が策定した「公正な M&A の在り方に関する指針」の公表日である 2019 年 6 月 28 日以降に公開買付けが公表され成 立した同種事例(第三者による他社子会社への公開買付けの事例。ただし、自己株式の公開買 付け、ディスカウントの公開買付け及びMBOを除く。) 35 件におけるプレミアム水準の中央値 (公表日の前営業日の終値に対して28.71%、直近1ヶ月間の平均終値に対して30.65%、直近 3ヶ月間の平均終値に対して 37.31%、直近6ヶ月間の平均終値に対して 39.28%) と比して、 必ずしも高い水準にあるとまでは言えないものの、終値は前営業日の直近6ヶ月において1,997 円から 2,843 円まで 42.36%上昇しており、対象者株式の株価が上昇局面にあることを考慮す ると対象者株式の直近の株価のみで検討するよりもより長期間の平均値を考慮して検討するこ とは不合理とは言えず、直近6ヶ月間の平均終値に照らした本公開買付価格のプレミアム水準 について、合理性が認められると判断できること、(iii)本公開買付価格は、2008年1月4日 以降の期間における終値の最高値を上回っており、対象者の一般株主が一定の利益を享受でき る水準のプレミアムが付されていること、(iv)本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開 買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措 置及び利益相反を回避するための措置が取られており、少数株主の利益への配慮がなされてい ると認められること、(v)上記利益相反を回避するための措置が取られた上で、対象者とマザ ーサンとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われたこと、 (vi)下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため の措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における独立した第三 者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プル ―タスから、本公開買付価格は対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨 のフェアネス・オピニオンを取得していること等を踏まえ、対象者は、本公開買付価格及び本 公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に 対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式の売却の機会を 提供するものであると判断したとのことです。

なお、本公開買付価格は、対象者の2025年6月30日現在の簿価純資産である101,021百万円

を、自己株式控除後の発行済株式総数(14,818,051 株)で割ることにより算出した1株当たり 純資産額である 6,817 円(小数点以下を四捨五入しております。本公開買付価格は当該金額と の比較で 55.64%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)のディスカウント)を下回っておりますが、対象者グループが日本のみならず海外8ヵ国に10拠点を有し、各地において棚卸資産、機械設備、工場用の不動産等を所有しており、また 2025 年 3 月 31 日時点で 4,726 人の従業員を擁していることから、資産売却等の困難性や清算に伴う資産処分費用や退職金等の相当な追加コストの発生等を考慮すると、仮に対象者が清算する場合にも、簿価純資産額がそのまま換価されるわけではなく、相当程度棄損することが見込まれるとのことです(ただし、対象者は清算を予定しているわけではないため、見積書の取得や具体的な試算等は行っていないとのことです。)。また、純資産額は、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値の算定において重視することは合理的ではないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する とともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとの ことです。また、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄さ れた場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しており、本日現在、公開買付者は、 当該手続に関する国内外の法律事務所との協議等を踏まえ、2026年1月下旬を目途に本公開買 付けを開始することを目指しておりますが、国内外の関係当局における手続等に要する期間を 正確に予想することは困難であるため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速や かにお知らせいたします。このため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始さ れる際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が 2025 年8月 29 日付で対象者取締役会に対 して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合には その旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏ま え、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併 せて決議しているとのことです。なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開 買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及び 対象者における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

④ 本公開買付け後の経営方針

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、(i)対象者が、本公開買付けの終了後から公開買付けの決済開始前までの間に、自らが保有する、対象者の子会社である YAI の株式をマザーサン・グループに対して譲渡すること、(ii)本株式併合を通じて、対象者の株主を本田技研工業及び公開買付者のみとすること、(iii)マザーサン・グループが、本株式併合によるスクイーズアウト手続の完了後実務上可能な限り速やかに、本田技研工業から、同社が保有する、対象者の子会社である新日工業株式会社の株式を譲り受けること、(iv)本自己株式取得を実行時の対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本自己株式取得を実行するための資金を確保することを目的として、対象者に対する貸付けによる本資金提供を実施すること、及び対象者が本自己株式取得に必要となる分配可能額を確保するために本減資等を行うこと、並びに、(v)対象者において、本自己株式取得を実施することを通じて、最終的に公開買付者が対象者を連結子会社化することを予定しております。

また、マザーサンは、マザーサン・グループの経営理念である「Globally Local」に従い、グループ全体としてグローバルな規模で事業を展開しながら、各子会社が各地域のニーズに合わせたサービスを提供することを志しているため、現時点においては、本公開買付け後に対象者の経営体制につき大きな変更は予定しておらず、既存の経営陣の役割と責任に係る大きな変更は考えてはおりませんが、具体的な経営体制については、本公開買付けの完了後に検討する予定です。本公開買付け後、マザーサンは、対象者とマ

ザーサン・グループの円滑な統合と対象者の事業計画策定を支援することを想定しています。

なお、マザーサンは、本基本契約において、対象者の従業員に関して、本取引後も当面の間、原則として、雇用条件を従業員にとって不利に変更することなく雇用を継続することを合意しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、公開買付者を含むマザーサン・グループは対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者を含むマザーサン・グループに直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。もっとも、マザーサンは、本日現在において、対象者を連結子会社とする主要株主兼筆頭株主である本田技研工業(本日現在において、対象者株式10,322,000株(所有割合:69.66%)を所有)との間で本基本契約を締結することを鑑み、本田技研工業と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避する観点から、以下の①から④までの措置を実施いたしました。

なお、マザーサンは、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本田技研工業が対象者株式 10,322,000 株 (所有割合:69.66%) を所有しているところ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定しておりませんが、以下の①から④までの措置が講じられていることから、対象者の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

- ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
 - (i) 算定機関の名称並びに対象者及びマザーサン・グループとの関係

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して、対象者株式の株式価値の算定及び本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の意見書の提出を依頼し、2025年8月28日付で、本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)をそれぞれ取得したとのことです。プルータスは、マザーサン・グループ及び本田技研工業の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

本特別委員会は、対象者が選任した第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関として承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、本特別委員会において確認しているとのことです。

(ii) 算定の概要

プルータスは、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していること

から市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を算定手法として用いて対象者の株式価値の算定を行い、本特別委員会は 2025 年8月 28 日付でプルータスから本株式価値算定書を取得したとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおり とのことです。

市場株価法: 2,448 円から2,843 円 DCF 法: 2,445 円から3,228 円

市場株価法では、2025 年 8 月 28 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日の終値 2,843 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,756 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,680 円、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,448 円を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,448 円から 2,843 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では対象者がプルータスに提供した対象者の 2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)、直近までの業績の動向に基づき、対象者が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,445 円から 3,228 円までと算定しているとのことです。

なお、プルータスが DCF 法に用いた本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、営業利益について、内燃機関部品の販売数の減少により、2027 年3月期においては対2026 年3月期比で大幅な減益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、売上高が減少に転じたことによる運転資本の減少により、2027 年3月期においては対2026 年3月期比で大幅な増加を見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(注) プルータスは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の役職員(ただし、マザーサン・グループから独立した者に限るとのことです。)による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。ただし、プルータスは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討しているとのことです。また、下記「③対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本事業計画については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2025年8月28日付で、プルータスから、本公開買付価格である1株当たり3,024円は対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。本フェアネス・オピニオンは、対象者が作成した本事業

計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり3,024円が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータスが、対象者から、対象者の事業の現状、本事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した対象者の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、プルータスが必要と認めた範囲内での対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されているとのことです(注)。

(注) プルータスは、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって対象者から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに対象者から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としており、また、その正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではないため、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。

プルータスは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた本事業計画その他の資料が、 当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提と しており、その実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しく は予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではないとの ことです。

プルータスは、法律、会計又は税務の専門機関ではないため、本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもないとのことです。

プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けていないため、対象者及びその関係会社の支払能力についての評価も行っていないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであるため、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないため、プルータスは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

プルータスは、対象者への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないため、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにプルータスに供され又はプルータスが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものであり、今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータスはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するもので

はないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、長島・大野・常松法律事務所は、マザーサン・グループ、本田技研工業及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、長島・大野・常松法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬(いわゆるタイムチャージ)のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性に問題がないことを、本特別委員会において確認しているとのことです。

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本 公開買付け後の経営方針」の「③対象者における意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の 構築の経緯」に記載のとおり、対象者は、2024年11月13日に開催された取締役会における決議 により、対象者、本田技研工業及びマザーサン・グループから独立した森田幸光氏(対象者独立 社外取締役)、内田優子氏(対象者独立社外取締役)、鈴木祐介氏(対象者独立社外監査役)、仁科 秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)及び長谷川臣介氏(公認会計士兼税理士、長谷 川公認会計士事務所)の5名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。なお、対象 者の社外監査役の一宮勇治氏については、対象者の親会社である本田技研工業出身であり、対象 者の特別委員会規程において特別委員会を構成する委員の要件として定めている独立社外取締役 及び社外監査役(親会社出身者を除く。)に該当しないため、本特別委員会の委員として選出して いないとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として鈴 木祐介氏が選定されているとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されて いないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容に かかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする 成功報酬は含まれていないとのことです。また、仁科秀隆氏及び長谷川臣介氏は、対象者の取締 役又は監査役ではございませんが、対象者は、仁科秀隆氏及び長谷川臣介氏が、多数の M&A 案件 に関与した経験を有することを理由として、社外有識者として特別委員に就任することを依頼し ているとのことです。

そのうえで、対象者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、取締役会における決議により、本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。

また、本特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、(i)本公開買付けに対するに関する対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の答申を最大限尊重しなければならないこと及び、(ii)本取引の条件のうち妥当でないと評価される可能性のある事項がある場合には、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引の条件に関する交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して指示や要請を行うことを決議しているとのことです。

(ii) 検討等の経緯

本特別委員会は、2024年11月26日から2025年8月29日までの間に全24回の日程で開催され、全ての委員会について委員全員が参加(分割開催となった会合を含みます。)した上で、本諮問事項に関する審議を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、(i)MUFG の作成に係る、本公開買付けを含む本取引全体の検討 状況に関する資料、(ii)本事業計画、本事業計画の策定の前提となる考え方に関する説明資料及 び本事業計画の検証のための参考となる資料、(iii)本株式価値算定書その他の対象者株式の価 値算定に関する資料及び本フェアネス・オピニオン、(iv)本取引の実施や本公開買付価格の交渉 に関する一連の資料、(v)対象者プレスリリース及び公開買付者による本公開買付けの開始予定 に関する開示資料、(vi)本基本契約、(vii)本公開買付価格に係るプレミアムに関する検討資料並 びにその他の本特別委員会において配布された各種資料を検討したとのことです。

また、本特別委員会は、本諮問事項につき検討するため、本取引に関し、対象者から、対象者における対象者の事業に関する現状認識や、本事業計画の内容(アップデートがされた場合におけるアップデートの必要性及び合理性を含みます。)、本取引が対象者に与える影響についての説明を聴取したとのことです。さらに、本特別委員会は、本取引の目的の合理性を検討するため、本田技研工業から本取引の目的についての説明を聴取したほか、公開買付者に対しても質問書を送付し、これに対する回答を得たとのことです。加えて、本特別委員会は、本取引の取引条件の妥当性を検討するため、プルータスに対してヒアリングを実施し、対象者株式の株式価値算定の方法及び評価プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程について詳細な説明を受けているとのことです。

さらに、本特別委員会は、本取引に係る手続の公正性を検討するため対象者のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引のスキーム、本基本契約の内容、対象者において採用されている利益相反回避措置の内容その他の手続の公正性に関する助言を得たとのことです。

このほか、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件に関する交渉経緯については、対象者、本田技研工業及び公開買付者の交渉状況を含め、MUFG及び対象者から本特別委員会に対して詳細な説明が行われたとのことです。本特別委員会からも当該説明の都度、交渉に関して意見を述べることで、公開買付者との交渉に主体的に関与しているとのことです。

また、本特別委員会は、本取引についての公正性を担保するため、本取引に係る対象者のアド バイザーの独立性についても検証し、確認を行っているとのことです。まず、リーガル・アドバ イザーである長島・大野・常松法律事務所については、同法律事務所が対象者、マザーサン・グ ループ及び本田技研工業の関連当事者に該当せず、本取引に重要な利害関係を有していないこと、 専門性が認められること、並びにその報酬に成功報酬制が採用されていないことを確認し、アド バイザーとして承認したとのことです。次に、第三者算定機関であるプルータスについては、同 社が対象者、マザーサン・グループ及び本田技研工業の関連当事者に該当せず、本取引に重要な 利害関係を有していないこと、専門性が認められること、並びにその報酬に成功報酬制が採用さ れていないことを確認し、アドバイザーとして承認したとのことです。続いて、フィナンシャル・ アドバイザーである MUFG については、(i)同社が対象者、マザーサン・グループ及び本田技研工 業に対して通常の銀行取引を行っている旨、(ii)本取引に関しては本取引に関与する部署と銀行 取引を行っている部署とで情報遮断措置を講じている旨、並びに(iii)同社の報酬については成 功報酬が含まれる旨の説明(成功報酬の割合の説明を含みます。)を聴取したとのことです。その 上で、(i)については、MUFG が銀行業を営む会社であることからすれば不自然なことではなく、 また同社の企業規模からみると、これらは重要な利害関係に該当しないと判断したとのことです。 さらに(iii)についても、一般的に成功報酬の割合が増えると M&A の成否に関するバイアスがか かるという議論もあり得るものの、①フィナンシャル・アドバイザーに対する報酬について相応 の割合での成功報酬が含まれるのは、日本における同種の取引では一般的な実務慣行であること、②MUFG からは、本取引における報酬体系(成功報酬の割合を含む。)が、同行がフィナンシャル・アドバイザーを務める他の同種の M&A 案件と特段異なるところはない旨の説明を受けていること、及び③経済産業省作成の 2019 年 6 月 28 日付「公正な M&A の在り方に関する指針」(以下「M&A 指針」といいます。)においてもフィナンシャル・アドバイザーや第三者評価機関については成功報酬を含む報酬体系が採用されることが許容されていることにも鑑み、(ii)のような措置が講じられていることも踏まえれば、当該報酬体系をもってしても MUFG に独立性は認められるものと判断し、アドバイザーとして承認したとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025 年8月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2025 年8月29日付答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申内容

- 1. 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有する。
- 2. 本取引の取引条件の妥当性は確保されている。
- 3. 本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされている。
- 4. 上記1万至3を踏まえると、対象者による本取引についての決定は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられる。
- 5. 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当である。

(b) 答申の理由

I. 本取引の目的の合理性について

以下の点を考慮すれば、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められる。

- 対象者においては、従来から、将来の全面的な EV 化に伴う対象者の主力製品である内 燃機関部品の需要の大幅な低下と、本田技研工業に取引の太宗が依存しているという対 象者の事業の特徴からの脱却が大きな課題であったところ、本取引は、顧客基盤の多様 化と製品群の多様化というこれらの課題の改善に資するものと考えることができる。
- 本取引に関して予測されているシナジー(対象者の既存製品についての新規顧客の獲得、 新規製品の開発及び対象者のノウハウを活用した顧客ニーズへの対応)は、定性的なストーリーに留まることなく、シナジーを発揮することが期待される製品や市場について も具体性のある説明がされており、対象者側の説明と公開買付者側の説明とで、矛盾している点や大きな認識の齟齬がない。
- 対象者は、取締役等の幹部を中心に、生産プロセスの効率化と品質向上に積極的に取り 組むことで持続的成長と競争力強化に努めてきた。また、現場の従業員も、日々の業務 において小さな気づきを大切にする意識を持ち、現場での改善を通じてコスト削減・品 質向上に努め、改善業務を日常業務の一部と捉え、対象者の成長に寄与している。こう した人的資本が対象者の大きな強みであるが、公開買付者からも、対象者の人的資本を 高く評価している旨や従業員の雇用条件を不利に変更することは想定していない旨の 意思が繰り返し示されており、この観点からも、本取引を経て対象者の更なる成長を遂 げることが期待できる。

本取引によるデメリットについては、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとして、 (i)エクイティ・ファイナンスによる資金調達が困難になること、(ii)上場会社である ことによる知名度や社会的信用が得られなくなることが考えられるが、マザーサン・グ ループに入ることで対象者はマザーサン・グループの信用力を背景とした資金の調達が 可能であり、(i)について懸念はなく、また、対象者は長らく上場企業として事業を営 んでおり、取引先との関係でも既に十分な知名度や社会的信用を有していることに加え、 本取引の実行後は公開買付者のネットワークを活用した人材採用も可能であるから、 (ii)についても非公開化のみの事実をもって信用力にネガティブな影響はない。また、 本取引の結果として、対象者の支配株主である本田技研工業は、対象者の支配株主では なくなるが、引き続き対象者の株式の19.00%を保有する株主として存続はする。また、 特に内燃機関部品については、EV へのシフトが想定される現在の状況下で今後の新規 参入が相次ぐとは考えにくいこともあり、本取引に伴って、対象者と本田技研工業との 取引額の大幅な縮減その他の悪影響が生じる可能性が高いとは考えがたい。以上からす れば、本取引を行うことによるデメリットとして重大なものは見当たらないから、本取 引により期待されるシナジーは、本取引を行うことによるデメリットを上回るものと考 えることができる。

Ⅱ. 本取引の取引条件の妥当性について

以下の点を考慮すれば、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると認められる。

ア. 交渉状況の確保

本取引における最終合意は、本特別委員会の主体的な関与の下、独立当事者である対象者と 公開買付者との間における交渉の結果なされたものであり、かかる交渉に関して対象者の支配 株主である本田技研工業が介在するなどの、決定プロセスの透明性や公正性を疑わせるような 事情も認められなかった。

以上の結果として、対象者は、プルータスによる株式価値算定を参照し、かつ、本特別委員会での審議も勘案して、価格交渉を複数回実施した上で最終合意に至った。また、最終的な本公開買付価格は、買付者が当初提示した価格よりも相当(約20.96%)の上積みがされた。

以上のような経過からすれば、対象者として、少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して交渉がされた経緯が認められる。

イ. 株式価値算定及びプレミアム等

(a) 事業計画

まず、算定の前提となった本事業計画の作成方法・作成過程(本取引と利害関係を有する者が事業計画の作成に関与していないことを含む。)について、疑わしい点は存在しない。

なお、本事業計画の特徴として、本田技研工業の生産台数計画を取り込んで作成されている 点にある。もっとも、対象者において本田技研工業に対する売上がその大半を占める以上、対 象者の事業計画の作成の仕方として当然のことであり、むしろ、本田技研工業の生産台数計画 を無視して対象者の事業計画を策定する方が、事業計画の実現可能性の観点からみて疑問があ る。その上で、本田技研工業から対象者への生産台数計画の情報共有は、毎年定例的に参考情 報として行われているもので、本取引が提案されているが為に行われたものではないから、こ のような事情を踏まえても、本事業計画が本田技研工業の生産台数計画をベースに作成されて いることは不合理ではない。なお、本特別委員会は、本事業計画について、生産台数計画に関 して対象者として入手している最新の情報とも齟齬がなく作成されていること及び 2026 年 3 月期の数値については対象者が従前市場で公表していた業績予想とも合致していることを確 認した(なお、対象者の第15次中期経営計画は2026年3月期までを期間としていることから、2027年3月期以降に関して対象者が公表している予想値は存在しない。)。

また、本事業計画の内容について、本事業計画は、本取引が行われることを前提とするシナジー等を織り込んでいない、スタンドアローン・ベースの事業計画となっている。本取引を行うに当たり、対象者は公開買付者側のデュー・ディリジェンスを行うわけではないから、本取引による企業価値向上効果について、現時点において対象者が定量的に数値を見込むことは難しいという事情があるし、実際に、同種の非公開化取引において、被買収者側がスタンドアローン・ベースの事業計画を作成することはごく通常のプラクティスである。このような事情からすれば、本取引においてもスタンドアローン・ベースの事業計画をもって本事業計画としたことに不合理な点は見当たらない。

このほか、本特別委員会は、事業計画の内容それ自体についても、仔細な検討を行ったが、 結論として、不合理な点は見当たらなかった。

以上からすれば、本事業計画については、策定プロセス、策定方法及び内容それ自体のいずれからみても、利益相反の観点から恣意的な圧力(過度に保守的に作成する等の圧力)が介在した事実は認められず、合理的なものと認められる。

(b)算定方法

本特別委員会は、プルータスに対して複数回に亘ってヒアリングを実施し、対象者株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス並びに株式価値算定に関する考察過程について詳細な説明を受け、そのいずれについても不合理な点は見当たらないことを確認し、本株式価値算定書が独立した第三者評価機関による株式価値算定書であると評価した。

本株式価値算定書における各算定方法による対象者株式の株式価値は下記表1のとおりである。

<表1 プルータスによる対象者株式の株式価値>

算定方法	基準日	1株当たり株式価値
市場株価法	2025年8月28日	2,448 円~2,843 円
DCF 法	2025年8月8日	2,445 円~3,228 円

上記のとおり、本公開買付価格が、(i)市場株価法の算定結果の上限を超えており、かつ、(ii)対象者の株式の本源的価値を表す DCF 法の算定結果の中央値を超える水準にある。

以上から、本特別委員会としても、本公開買付価格は、プルータスにより算定された対象者 株式価値評価との比較の観点からしても、少数株主にとって不利益ではない水準に達している と考える。

(c) 本フェアネス・オピニオン

対象者はプルータスから、本公開買付価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)も取得しており、かかる事実も本公開買付価格の公正性を裏付けるものであると評価できる。

(d) プレミアムの検討

本公開買付価格は、2025年8月28日(以下「直前日」といいます。)までの対象者株式の終値に対して、それぞれ下記の表2のようなプレミアムを加えた金額となっている。

<表2 本公開買付価格のプレミアム>

参照値	株価	プレミアム
直前日の終値	2,843 円	6. 37%

直前日の過去1ヶ月の平均終値	2,756 円	9. 72%
直前日の過去3ヶ月の平均終値	2,680 円	12.84%
直前日の過去6ヶ月の平均終値	2,448 円	23. 53%
直前日の過去1年の平均終値	2, 183 円	38. 52%

本特別委員会は、MUFG から、M&A 指針の公表日である 2019 年 6 月 28 日以降に公開買付けが公表され成立した事例のうち、第三者による他社子会社への公開買付けの事例(ただし、自己株式の公開買付け、ディスカウントの公開買付け及び MBO を除く。)という条件で抽出した案件(全35 件。以下「類似案件」といいます。)におけるプレミアム水準についてのデータの提供を受けた。提供されたデータによれば、こうした類似案件におけるプレミアムの水準の中央値及びレンジ別の件数は、下記の表 3 及び表 4 のとおりである。

<表3 類似案件のプレミアムの中央値>

プレミアム	中央値	
直前日の終値	28.71%	
直前日の過去1ヶ月	30.65%	
直前日の過去3ヶ月	37.31%	
直前日の過去6ヶ月	39. 28%	
直前日の過去1年	45.82%	

<表4 類似案件のプレミアムのレンジ別の件数>

レンジ	直前日	直前日の過去	直前日の過去	直前日の過去	直前日の過去
		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年
10%以下	8	3	2	2	2
20%以下	14	9	5	3	3
30%以下	19	17	13	8	6

こうした他の類似案件と、上記の表 2 に記載された本公開買付価格のプレミアム水準の比較の観点からみると、本公開買付価格のプレミアム水準は、類似案件の平均的なプレミアム水準には満たない水準にある。

もっとも、上記の表4によれば、類似案件においても、同水準のプレミアムを採用している 案件は少なからず存在していることが分かることを勘案すれば、本取引においても、一定のプ レミアム水準が確保されているものと評価することは可能であると考えられる。

(e) 本田技研工業との関係

本自己株式取得は、対象者の支配株主である本田技研工業がその所有する株式を売却する取引であるところ、本田技研工業は対象者の支配株主(最大の出資者)としてその保有する対象者株式を公正な価格で売却するインセンティブを有しているため、本特別委員会は、本公開買付価格の公正性を検討するに当たり、本自己株式取得の価格も参考にしている。

この点に関連して、本公開買付価格及び本自己株式取得価格の算出においては、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることが基準とされている。

また、本基本契約においては、公開買付者、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に付随する取引が行われる可能性に言及されているが、対象者が公開買付者に確認したところ、こ

うした付随的な取引において、本田技研工業が不当な利益を得ることも予定されていない。

そのため、本田技研工業が、本取引を通じて、対象者の少数株主に比して利益を得ることはないから、本公開買付価格は、対象者の支配株主である本田技研工業としても合理的と考えられる価格であるものと認められる。

以上をまとめると、本公開買付価格については、下記のような事情が認められるところである。

- ① 上記(b)で述べたとおり、本株式価値算定書の市場株価法による算定の上限を超えており、かつ、DCF 法の算定結果の中央値を超える水準にあること。
- ② 上記(c)で述べたとおり、対象者がプルータスから本フェアネス・オピニオンを取得していること。
- ③ 上記(d)で述べたとおり、本公開買付価格のプレミアム水準は、類似案件の平均的なプレミアム水準には満たない水準にあるものの、それでも一定のプレミアム水準が確保されているものと評価することは可能であると考えられること。
- ④ 上記(e)で述べたとおり、対象者の支配株主である本田技研工業においても本公開買付価格で対象者株式を売却することが合理的と考えられていること。また、対象者にとって本取引を上回る条件を少数株主に提示することができるような実現可能性がある取引は存在しないこと。
- ⑤ 本公開買付価格は 2008 年 1 月以降の対象者の株価の最高値を超える水準にあること。 このことから、対象者の株主のほとんどが本公開買付価格を下回る金額で対象者株式を 取得したことを意味するから、本公開買付価格は対象者の株主のほとんどに対して利益 をもたらす水準であるものといえること。

そして、M&A 指針においては、(a)「M&A を行わなくても実現可能な価値」は、少数株主を含む全ての株主がその持株数に応じて享受すべきであり、他方で、(b)「M&A を行わなければ実現できない価値」については、M&A によって少数株主はスクイーズアウトされることとなるものの、少数株主もその価値のしかるべき部分を享受するのが公正であると指摘されている。

このような考え方を背景にして本件をみても、上記①から⑤に掲げたような事情からすれば、本公開買付価格が、本取引を前提としないスタンドアローン・ベースの株式価値(すなわち現時点における対象者株式の価値)に加えて、M&A 指針のいう「M&A を行わなければ実現できない価値」のしかるべき部分を少数株主に享受する水準であるものと認められる。

以上のとおりであるから、本特別委員会としては、本公開買付価格は、対象者株式価値が十分に反映されたものと考えることができ、少数株主の利益に十分な配慮がされた水準にあるものと考える。

ウ. スキーム等の妥当性

本取引では公開買付けが想定され、株式交換は想定されていないが、このスキームは一般的なものであり、対象者の少数株主に対して特に不利益を及ぼすものではない。

また、本取引の一環としてまず本公開買付け及び本株式併合を行い、その後に対象者が本自 己株式取得を行うという手段についても、少数株主が本公開買付け又は本株式併合のいずれに よって対価を得たとしても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されているし、他 方で、(i)本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手 取り額として計算される金額が、(ii)仮に本田技研工業が本公開買付価格で本公開買付けに応 じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることが基準とされていることからす れば、対象者の少数株主にとって不利益なスキームではない。

このほか、本プレスリリースにも記載されているとおり、本基本契約においては、公開買付

者、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に付随する取引が行われる旨が規定されているところ、このうち公開買付者及び対象者の間の取引については、少数株主が受け取る本取引の対価に影響を与えるものではないし、公開買付者及び本田技研工業の間の取引についても、本田技研工業が不当な利益を得ることも予定されていないとのことであるから、このような付随的な取引を含めて検討しても、本取引のスキームは、妥当なものといえる。

さらに、本取引は、マザーサン・グループが、本田技研工業から、対象者が直面する課題を 対処するための協力・検討の機会について打診を受けたことを契機に検討が開始された取引で ある。対象者の株式の保有状況からすれば、本田技研工業の了解が得られない取引は、実現可 能性に著しく劣るものと評価できると考えられるから、実現可能性の観点からも、本田技研工 業との間で本基本契約が締結された上で実施される本取引以上に実現可能性を有する代替的 な取引は存在しない状況であると考えられる。

このように考えると、対象者が本取引を実施することは、対象者にとって現実的に採用可能な選択肢のうち、少数株主に最も有利な条件を選択したものであると考えられる。

以上で述べたとおり、本取引の交渉状況に疑義はなく、株式価値算定との関係でも本公開買付価格は少数株主の利益に十分な配慮がされたものである。

また、本取引においては、少数株主が本公開買付け又は本株式併合のいずれによって対価を 得ても、本公開買付価格と同額の対価を得ることが確保されている。

したがって、その他の詳細検討を含め、結論として、本公開買付価格を含めた本取引全体について、対象者の少数株主からみて、条件の公正性・妥当性が確保されていると認められる。

なお、本公開買付価格は対象者の 2025 年 6 月 30 日現在の 1 株当たり純資産を下回る条件であるが、純資産は、会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業の評価に当たっては一般に適当ではないことに加え、そもそも保有不動産売却の実現可能性については、継続企業を前提とすれば、例えば事業継続に必須である工場底地の売却は事実上不可能であるなど、清算価値が機械的に純資産と同額になるわけでもない。さらに、後述するように、本取引においては間接的な形でマーケット・チェックが採用されており、本公開買付けの期間中に他の潜在的な買収者が公開買付者を上回る条件での対抗提案を行うことが可能な環境も構築されている。

したがって、本公開買付価格が対象者の1株当たり簿価純資産を下回ることの一事をもって、 本公開買付価格の公正性が失われることにはならないと考えられる

Ⅲ. 本取引に係る手続の公正性について

本取引に際して以下の措置が講じられていること、及びこれらの措置が実際に実効性をもって運用されていることを踏まえれば、本取引に係る手続の公正性は確保されており、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

ア. 本特別委員会の設置

本特別委員会は、対象者の独立社外取締役2名、独立社外監査役1名、外部有識者2名により構成されている。本特別委員会は、本特別委員会の委員の全員が、公開買付者及び本田技研工業から独立していること、並びにその報酬に成功報酬が含まれないことを相互に確認している。

また、本特別委員会について、下記のような配慮がされている。

- (a) 本特別委員会は、本取引に係る取引条件が公開買付者と対象者との間で決定される前の段階で設置されていること
- (b) 本特別委員会は、対象者の独立役員全員が構成員に加わっていること

- (c) 上記のとおり、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況 が確保されていること
- (d) 特別委員会のアドバイザーを選任する権限も付与されていること。もっとも、対象者のビジネスの特徴に関する知見(本特別委員会の委員のうち2名が対象者の取締役である。)、企業価値評価への知見(本特別委員会の委員のうち1名が公認会計士である。)、法律面での知見(本特別委員会の委員のうち2名が弁護士である。)がいずれも委員により充足されていること、及び対象者のアドバイザーの専門性・独立性に鑑み、特別委員会としてのアドバイザー選任は不要であると本特別委員会として判断したこと
- (e) 本取引について予定されている契約や想定されるシナジーは多岐に亘り、その全ての詳細を一般に公開することは難しいところ、本特別委員会が、少数株主に代わり、本基本契約書の文案も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行ったこと
- (f) 対象者取締役会は、本特別委員会に対する諮問事項について決議するに際し、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、本取引の条件のうち妥当でないと評価される可能性のある事項がある場合には、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引の条件に関する交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して指示や要請を行う旨を決議していること

以上のような特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

イ. 対象者における意思決定プロセス

対象者においては、本公開買付けに係る決議にあたり、取締役8名全員、及び監査役3名全員が審議及び決議に参加することが想定されている。また、対象者取締役会においては、最終的に対象者の取締役全員の一致により決議がされ、また全監査役から異議がない旨の意見が述べられる予定である。

以上から、対象者における意思決定プロセスに関して、公正性に疑義のある点は見当たらない。

ウ. 外部専門家の専門的助言等の取得

(a) 法務アドバイザーからの助言の取得

対象者取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律 事務所の弁護士から助言を受けているところ、上記のとおり、同法律事務所について独立性が 認められる。

したがって、対象者は弁護士による独立したアドバイスを取得したと認められる。

(b)株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関であるプルータスから、対象者株式の株式価値に関する資料として、本株式価値算定書を取得しているところ、同社について独立性が認められることは、上記で述べたとおりである。

さらに対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するために、プルータスから本フェアネス・オピニオンを取得している。

フェアネス・オピニオンは、第三者評価機関が意見形成主体となるという点や、意見の対象が当事者間で合意された具体的な取引条件の対象会社の少数株主にとっての公正性であるという点において、株式価値算定書とは異なるものであり、対象会社の価値に関するより直接的で重要性の高い参考情報となり得るため、取引条件の形成過程において構造的な利益相反の問

題及び情報の非対称性の問題に対応する上でより有効な機能を有し得るとされている。

したがって、本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンをもって、公正性担保措置として 積極的に評価することができるものと考える。

エ. マーケット・チェック

(a)公開買付期間及び取引保護条項

本公開買付けの買付期間は、法令に定められた最短期間である 20 営業日に設定することが 予定されている。もっとも、本プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けはいわゆる事前 公表型の公開買付けであり、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買 付けの開始まで比較的長期間が確保される旨も記載されており、当該期間を含めて考えれば、 他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会は相応にあるものと認められる。

このように、本取引では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で M&A を実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されている。

また、本基本契約において、いわゆる取引保護条項は存在せず、マーケット・チェックの効果を減殺させる事情は見当たらない。

このように、本取引では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で M&A を実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックも実施されている。

(b)評価

M&A 指針では、買収者が支配株主でない場合においては、積極的なマーケット・チェックをすることが公正性担保措置としてより積極的に評価されるという指摘もある。

ただ、積極的なマーケット・チェックについては、M&A に対する阻害効果の懸念や情報管理の観点等からの実務上の問題も指摘されている。

さらに、そもそも本取引はマザーサンが、本田技研工業から、対象者が直面する課題を対処するための協力・検討の機会について打診を受けたことを契機に検討が開始された取引である。また、本田技研工業が本基本契約を締結していることからみても、積極的なマーケット・チェックが行われたとしても本田技研工業が本取引以外の取引に応じる可能性は低いと考えられる。

本取引では、このような事情を踏まえつつ、間接的な形であれマーケット・チェックを実施するものであり、取引条件の形成過程における対象者の交渉力が強化され、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件でM&Aが行われることに資するものと認められる。

オ. マジョリティ・オブ・マイノリティ

本公開買付けの買付予定数の下限の設定において、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方は採用されていない。

もっとも、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方については、M&A 指針においても、 支配株主による従属会社の買収のように買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合 における企業価値の向上に資する M&A に対する阻害効果の懸念等も指摘されている。実際、本 田技研工業の対象者株式の所有割合は約70%と非常に高く、マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方を採用すると、本公開買付けの買付予定数の下限を約85%に設定する必要があり、 上記のような阻害効果の懸念は高まるといえる。

さらに、本公開買付けの実施に関しては、上記ア乃至工並びに下記カ及びキの各措置が実施

されることが認められ、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定以外の公正性担保措置 が多く採用されていることが認められる。

したがって、本公開買付けの実施に際してマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方が採用されていないこと自体が本取引の取引条件の公正さを阻害しているとまでは認められない。

カ. 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

M&A 指針で充実した開示が期待される情報とされるもののうち、まず特別委員会に関する情報については、上記のとおり、(a) 委員の独立性や専門性等の適格性に関する情報、(b) 特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、(c) 特別委員会における検討経緯や、交渉過程への関与状況に関する情報、(d) 特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容等が対象者プレスリリースに記載されている。

次に株式価値算定書に関する情報については、上記のとおり、対象者プレスリリースにおいて、本事業計画がスタンドアローン・ベースで作成されていることや、本事業計画において対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているか否かについて開示がされるとともに、本株式価値算定書についての算定の概要が開示されている。

最後に、M&A の実施に至るプロセスや交渉経緯に関する情報についても、対象者プレスリリースにおいて、充実した記載がされているものと認められる。

キ. 強圧性の排除

本株式併合において、株主には、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 の規定により価格決定の申立てを行う権利が認められ、しかも、対象者プレスリリースにおいてその旨が明示的に開示されている。さらに、対象者プレスリリースでは、本株式併合は本公開買付けの決済の完了後速やかに行われる予定であること、本株式併合の際に少数株主に対して交付される金銭について、本公開買付価格に当該各株主(対象者及び本田技研工業を除く。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定である旨が開示されている。

以上からすれば、本取引については、強圧性を排除するための対応が行われていると認められる。

上記のとおり、本取引では、①独立性のある特別委員会が設置されていること、②対象者における意思決定プロセスに関しても公正性に疑義がないこと、③対象者が外部専門家から専門的助言等(本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを含む。)を取得していること、④間接的マーケット・チェックが行われていること、⑤マジョリティ・オブ・マイノリティの考え方が採用されていないもののそのことによって本取引の公正性が阻害されているとは認められないこと、⑥対象者プレスリリースによって、対象者の少数株主のインフォームド・ジャッジメントに配慮がされた情報提供が実施される予定であること、⑦本株式併合は会社法上も反対株主に価格を争う権利が確保された方法(すなわち強圧性が排除された方法)で実施される予定であることが認められる。

以上からすれば、本取引では、(i)取引条件の形成過程における独立当事者間取引と認められる状況の確保及び(ii)少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用されている。また、それらの公正性担保措置が、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引においては、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配 慮がなされていると認められる。

IV. 本諮問事項4.及び5.について

上記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると認められること、本取引の取引条件の妥当性は確保されていると認められること、本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められることから、本取引を行うことの決定は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられる。また、上記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると認められ、本公開買付価格について、対象者の少数株主からみて、条件の妥当性が確保されているうえ、本取引において公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められることから、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、プルータスより取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会(本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、上記「③対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者における意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本株式価値算定書の算定結果及び本公開買付価格のプレミアム水準、マザーサンとの交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを、対象者の取締役(合計8名)の全員一致で決議したとのことです。

このため対象者は、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が 2025 年8月29日付で対象者取締役会に対して提出した本答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を非公開化の上、公開買付者の連結子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者において以下の手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、対象者に対し、会社法第 180 条に基づき対象者株式について株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を 2026 年 4 月中旬を目処に開催することを要請する予定です。なお、公開買付者及び本田技研工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効

力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び本田技研工業が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。なお、本公開買付けの結果、公開買付者が取得した対象者の株式の数が、公開買付者及び本田技研工業以外の特定の株主が保有する株式の数に満たない場合には、公開買付者、本田技研工業及び対象者は、税務及び財務の観点も踏まえ、本取引と実質的に同様の効果を生じさせるための代替措置について協議の上、当該措置を講じることについて合意しています(かかる合意については、下記「(6)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。)。この株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者、本田技研工業及び対象者の間で協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の手続として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができ、かつ裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができます。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、これらの申立てがなされた場合における、対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(ただし、対象者、公開買付者及び本田技研工業を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、マザーサンが対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、

本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合が実施された場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本基本契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、対象者及び本田技研工業との間で、本取引に関し、本基本契約を締結し、以下に掲げる事項について合意しております。

(i) 公開買付者による本公開買付けの実施、対象者による意見表明及び本田技研工業による不応募 (a) 公開買付者は、本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄) された日から 10 営業日以内の日で、本基本契約の当事者が合意する日に、本公開買付けを実施することに合意しており、(b) 対象者は、一定の前提条件(注1) が充足されていることを条件として、本基本契約の締結日及び本決定日に開催される取締役会において、本公開買付けに関する賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募を推奨することを決議すること、並びに、本特別委員会により、本取引を行うことが対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の意見が変更又は撤回されていない限り、当該決議を維持し、本公開買付けに係る公開買付期間の満了まで当該決議を変更又は撤回しないことを合意しており、また、(c)本田技研工業は、本公開買付けに対して、本不応募株式を応募しないことを合意しています。

なお、本田技研工業は、本決定日において一定の条件(注2)のいずれかが充足されないことが合理的に確実である場合には、公開買付者に対して、本公開買付けを開始しないことを要請することができるものとされております。

(ii) YAI の株式の譲渡

対象者は、本公開買付けの終了後から公開買付けの決済開始前までの間に、自らが保有する、対象者の子会社である YAI の株式をマザーサン・グループに対して譲渡することに合意しています。YAI の株式の譲渡価額は、公開買付者及び対象者の間で誠実に協議の上合意されるものとされております。なお、本書提出日現在、YAI は、対象者株式を所有しておりません。

(iii) スクイーズアウトの実施

本公開買付けの結果、公開買付者が、対象者株式の全て(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けに係る決済の完了後可及的速やかに、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために行う株式併合を実行することを合意しています。また、本公開買付けの結果、公開買付者が取得した対象者の株式の数が、公開買付者及び本田技研工業以外の特定の株主が保有する株式の数に満たない場合には、本基本契約の当事者は、税務及び財務の観点も踏まえ、本取引と実質的に同様の効果を生じさせるための代替措置について協議の上、当該措置を講じることについて合意しています。

(iv) 新日工業株式会社の株式に関連する取引の実施

本田技研工業は、本株式併合によるスクイーズアウト手続の完了後実務上可能な限り速やかに、自らが保有する、対象者の子会社である新日工業株式会社の株式をマザーサン・グループに対して譲渡することについて合意しています。新日工業株式会社の株式の譲渡価額は、公開買付者及び本田技研工業の間で誠実に協議の上合意されるものとされております。かかる新日工業株式会社の株式の譲渡は、公開買付者が、対象者の非公開化後、できる限り早期に新日工業株式会社の株式を取得し、同社の経営に関与し、マザーサン・グループとのシナジーを実現することを目的として実施されるものであるところ、本田技研工業からの本自己株式取得

とは独立して検討されたものであり、本田技研工業が保有する対象者株式の対価又は本公開 買付けへの応募の対価を提供するものではないため、均一性規制(法第27条の2第3項)の 趣旨に反するものではないと考えております。なお、本書提出日現在、新日工業株式会社は、 対象者株式を所有しておりません。

(v) 本自己株式取得の実施

上記(i)から(iv)の取引が完了していることを条件として、公開買付者及び本田技研工業は、対象者をして、本自己株式取得を実施させることについて合意しています。本自己株式取得価格の総額は、(a)1,470円(1株あたりの本自己株式取得価格)に、(b)本株式併合の効力発生の直前時点における対象者の発行済株式総数(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を基準として、本自己株式取得の実施後における本田技研工業の議決権保有割合を19.00%とするために本自己株式取得の対象とすべき対象者株式の数(以下「本自己株式取得対象株式数(本株式併合前)」といいます。)を乗じた金額とされております。

(vi) その他

本基本契約においては、各当事者の表明保証(注3)、各当事者の義務(注4)、その他一般 条項(契約終了事由(注5)、秘密保持、公表、契約上の地位の譲渡禁止、費用、通知、分離 可能性、契約の変更、副本の効力、完全合意、準拠法・管轄、誠実協議)が合意されています。

- (注1) 対象者による当該義務は、(a) 対象者が、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の、特別委員全員の一致による、特別委員会の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(b) 公開買付者及び本田技研工業の表明保証が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(c) 公開買付者及び本田技研工業は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点において履行又は遵守していること、(d) 各国の規制当局の届出許可等が得られること、並びに、(e) 本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないことが前提条件とされております。
- (注2) 本田技研工業が、公開買付者に対して、その不充足を理由として本公開買付けを開始しないことを要請することができる条件としては、(a) 対象者の取締役会が、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、本決定日までに修正又は撤回されていないこと、(b) 対象者が、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の、特別委員全員の一致による、特別委員会の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(c) 公開買付者及び対象者の表明保証が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(d) 公開買付者及び対象者は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点において履行又は遵守していること、(e) 各国の規制当局の届出許可等が得られること、(f) 本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないこと、(g) 本株主間契約が有効に存続していること、並びに、(h) 公開買付者により表明保証保険が取得され、維持されていることが定められています。
- (注3) 本基本契約において、本田技研工業は、(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本基本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の保有、(c) 本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、法令等との抵触の不存在、(d) 倒産手続等の不存在、(e) 反社会的勢力との取引・関与の不存在、(f) 本取引の実行が、その重要な点において、関係当局の判断に違反しないこと、(g) 対象者株式の3分の2以上の保有、並びに、(h) 対象者グループから本田技研工業及びその子会社に対して提供された製品に係るリコール、責任追及の不存在について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本基本契約の締結及び履行

に必要な権利能力及び行為能力の保有、(c) 本基本契約の締結及び履行に関して必要とされる手続の履践、法令等との抵触の不存在、(d) 倒産手続等の不存在、(e) 反社会的勢力との取引・関与の不存在、(f) 本取引の実行が、その重要な点において、関係当局の判断に違反しないこと、並びに、(g) 表明保証保険の有効性及び存続に関する事項について表明及び保証を行っております。

また、対象者は、(a) 設立及び存続の有効性、(b) 本基本契約の強制執行可能性、(c) 本基本契約の締結及び履行についての対象者における法令等との抵触の不存在、(d) 本基本契約の締結及び履行に関して必要となる対象者における許認可の取得等、(e) 倒産手続等の不存在、(f)反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係 の不存在、(g) 対象者グループの設立及び存続、(h) 本基本契約の締結及び履行につい ての対象者グループにおける法令等との抵触の不存在、(i)本基本契約の締結及び履 行に関して必要となる対象者グループにおける許認可の取得等、(j)対象者グループ の資本関係、株式等に関する事項、(k)計算書類の正確性等、(1)潜在債務等の不存在、 (m) 重要な変更の不存在、(n) 重要な契約、(o) 不動産・動産、(p) 知的財産権、(q) IT シ ステム等、(r)在庫、(s)売掛債権、(t)顧客及び仕入先、(u)保険、(v)訴訟等、(w)法 令遵守・許認可等、(x)環境、(y)労働関係、(z)公租公課、(aa)製品・製造物責任、(bb) 関連当事者取引、(cc)補助金等、(dd)ブローカー、(ee)輸出管理法制、(ff)AML法、 (gg)情報開示の正確性等、並びに(hh)未公表の重要事実について表明及び保証を行っ ております。なお、かかる表明保証の違反により公開買付者が被った損害については、 対象者の詐欺又は意図的な隠蔽に基づく場合を除き、表明保証保険による保険者に対 してのみ補償請求をすることができる旨が定められています。

(注4) 本基本契約において、本田技研工業は、大要、(a)各国の規制当局の届出許可等の取得の完了並びに情報提供に係る協力義務、(b)本取引の実施に必要な手続の履践義務、(c)クロージング日までの間、本取引において予定されている行為を除き、対象者の株式を取得、譲渡又は処分しない義務、(d)自己の表明保証若しくは義務違反に係る通知義務、(e)自己の表明保証又は義務違反があった場合における補償義務を負担しております。

公開買付者は、大要、(a)各国の規制当局の届出許可等の取得の完了に係る努力義務、(b)本取引の実施に必要な手続の履践義務、(c)自己の表明保証若しくは義務違反に係る通知義務、並びに、(d)自己の表明保証又は義務違反があった場合における補償義務を負担しております。

対象者は、大要、(a) 各国の規制当局の届出許可等の取得の完了に係る協力義務、(b) 本取引の実施に必要な手続の履践義務、(c) 自己の表明保証若しくは義務違反に係る通知義務、並びに、(d) 自己の表明保証又は義務違反があった場合における補償義務を負担しております。

(注5) 本基本契約において、(a) 本基本契約の当事者が本基本契約の終了を合意した場合、(b) 本決定日前に、(i) ある当事者について倒産手続等が開始された場合、(ii) ある当事者について本基本契約の重大な義務違反があり、当該義務違反に係る通知後 30日以内に是正されない場合、(iii) ある当事者について表明保証の重大な違反があった場合、又は(iv) 公開買付者が本基本契約の締結日から 12 か月以内に本公開買付けを開始しなかった場合であって、他の当事者により解除権が行使された場合、並びに、(c) 公開買付者が本基本契約に従い本公開買付けを撤回したことにより、本公開買付けが終了しなかった場合が、契約終了事由とされており、上記 (a) から(c) までの場合を除き、当事者は本基本契約を解除することはできないこととされております。

② 本株主間契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本日付で、本田技研工業との間で、本取引後における対象者の運営等について、以下の内容を含む本株主間契約を締結しております。

(i) 対象者株式譲渡後の対象者の運営

(a)本自己株式取得の完了後、公開買付者と本田技研工業が所有する対象者株式に係る議 決権保有割合が、それぞれ81.00%、19.00%となること、(b)本取引完了後の対象者の事業 運営等

(ii) 対象者の株式に関する事項

対象者の株式に係る譲渡制限、一定期間後における公開買付者の優先購入権、並びに、一定の事由の発生又は期間の経過を条件とする本田技研工業のプットオプション及び公開買付者のコールオプション(なお、本田技研工業のプットオプション及び公開買付者のコールオプション行使に伴う譲渡価額は、(a)本公開買付価格に対象者株式(ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)の数を乗じた額及び本自己株式取得価格に本自己株式取得対象株式数(本株式併合前)を乗じた額の合計額を(b)対象者株式(ただし、対象者の所有する自己株式を除きます。)の数で除して得られる本取引における加重平均株式取得価格を基に合意されております。)

(iii) その他

表明保証、その他一般条項(契約終了事由、秘密保持、公表、契約上の地位の譲渡禁止、費用、通知、分離可能性、契約の変更、原本、完全合意、準拠法・管轄、誠実協議)

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ユタカ技研		
② 所 在 地	静岡県浜松市中央区豊町 508 番地の 1		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 青島 隆男		
④ 事 業 内 容	自動車部品の製造及び販売等		
⑤ 資 本 金	1,754 百万円(2025 年 3 月 31 日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	1954年7月1日		
7	本田技研工業株式会社	69. 66%	
	株式会社三菱UFJ銀行		
	明治安田生命保険相互会社	1. 35%	
	(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1. 55/0	
	ユタカ技研従業員持株会		
	INTERACTIVE BROKERS LLC		
	(常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株		
大株主及び持株比率	式会社)		
(2025年3月31日現在)	三菱UFJ信託銀行株式会社		
	(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会	0.81%	
	社)		
	MSIP CLIENT SECURITIES		
	(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会	0. 65%	
	社)		
	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM	0. 57%	
	CLIENT ACCTS M ILM FE		

					(常任代理人 株式会社三菱UF J 銀行)	
			小田 宏			
					JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	0 400/
					(常任代理人 株式会社三菱UF J 銀行)	0. 40%
⑧ 公開買付者と対象者の関係						
	資	本	関	係	該当事項はありません。	
人 的 関 係		係	該当事項はありません。			
	取	引	関	係	該当事項はありません。	
	関連	車 当 事	子者 ~	、 の	該当事項はありません。	
	該	当	状	況		

(注)「大株主及び持株比率 (2025 年 3 月 31 日現在)」の記載は、対象者有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

公開買付者は、本公開買付けを、本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に速やかに開始することを予定しております。本日現在、公開買付者は、2026年1月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の関係当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難なため、本公開買付けの日程の詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付けの予定を公表した本日から本公開買付けの開始までの期間を含めると、実質的には 法令に定められた最短期間よりも長期にわたる期間設定となる予定となり、対象者の少数株主の本公開買 付けに対する応募についての判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機 会は確保されているものと考えているため、公開買付期間は20営業日とする予定です。

(3) 買付け等の価格

対象者株式1株につき、金3,024円。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

マザーサンは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、マザーサンは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 8 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(2,843 円)、同日までの過去1ヶ月(2025 年 7 月 29 日から 2025 年 8 月 28 日まで)、同日までの過去3ヶ月(2025 年 5 月 29 日から 2025 年 8 月 28 日まで)及び同日までの過去6ヶ月(2025 年 3 月 3 日から 2025 年 8 月 28 日まで)の終値単純平均値(それぞれ、2,756 円、2,680 円、及び2,448 円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者及び本田技研工業との協議・交渉の結果、企業価値向上の施策、経営及び事業運営の計画、対象者の直近の業績、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、経済情勢、対象者の取締役会及び本特別委員会による本公開買付けへの賛同及び対象者株主の皆様への応募推奨の可否、並びに対象者株主の皆様の本公開買付けへの応募の見通しを考慮し、最終的に 2025 年 8 月 29 日に本公開買付価格を 3,024 円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格 3,024 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 8 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 2,843 円に対して 6.37%、同日までの過去 1

ヶ月間(2025年7月29日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値2,756円に対して9.72%、同日までの過去3ヶ月間(2025年5月29日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値2,680円に対して12.84%、同日までの過去6ヶ月間(2025年3月3日から2025年8月28日まで)の終値単純平均値2,448円に対して23.53%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

なお、マザーサンは、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者及び本田技研工業との協議・交渉 を踏まえて本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書を取得しておりま せん。

② 算定の経緯

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4, 496, 051株	—株	一株
合計	4, 496, 051株	一株	一株

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数 (4,496,051 株)を記載しており、当該最大数は、対象者決算短信に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (14,820,000 株)から、2025 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数 (1,949 株)及び本不応募株式 (10,322,000 株)を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による 単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己 の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 上記「買付予定数」の数値は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数値であり、同時点以降の自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」を決定する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者 の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等前における特別関係者 の所有株券等に係る議決権の数	103, 220 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.66%)
買付け等後における公開買付者 の所有株券等に係る議決権の数	44,960 個	(買付け等後における株券等所有割合 30.34%)
買付け等後における特別関係者 の所有株券等に係る議決権の数	103, 220 個	(買付け等後における株券等所有割合 69.66%)

対象者の総株主等の議決権の数

148, 123 個

- 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省第38号。その後の改正を含みます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しますが、本公開買付けにおいては、本不応募株式及び対象者の所有する自己株式を除く特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在、本田技研工業が所有する対象者株式の数のみを暫定的に記載しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始までに特別関係者の所有する対象者株式を確認する予定ですので、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」に訂正が必要な場合には、本公開買付けの開始時に訂正した内容を開示いたします。
- (注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付 予定数 (4,496,051 株) に係る議決権の数です。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数(14,820,000株)から、2025年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,900株)を控除した株式数(14,818,100株)に係る議決権の数(148,181個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金(予定)

13,596 百万円

(注)上記「買付代金」は、上記「(5)買付予定の株券等の数」に記載した、買付予定数(4,496,051株)に本公開買付価格(1株当たり3,024円)を乗じた金額です。よって、本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には、変動する可能性があります。

(8) その他買付け等の条件及び方法

本基本契約において、公開買付者は、令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ(公開買付開始公告を行った日以後に公表された対象者による剰余金の配当の決定が公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情に当たる場合を含みます。)、第3号イ乃至チ及びヌ(①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至リに掲げる事実が発生した場合を含みます。)、第4号、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことができるとされております。本公開買付けにおいては、これらの事項を、公開買付けの撤回等の条件とすることを予定しております。

その他

「決済の方法」、「公開買付開始公告日」及び「その他の買付け等の条件及び方法」については、上記「(2)日程等」と同じく、決定次第お知らせいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し 本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、本公開買付けは本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合には、速やかに開始される予定であり、本日現在、2026 年1月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の関係当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本特別委員会に対して、本特別委員会が本日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる本特別委員会の意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細につきましては、上記「1.買付け等の目的等」の「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
 - ① 対象者による「2026 年 3 月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表 対象者は、本日付で公表した「2026 年 3 月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」に記載の とおり、本日開催された対象者取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の価格は、2026 年 3 月期の中間配当及び期末配当が行われないことを前提として、総合的に判断・決定されていること から、2026 年 3 月期の配当予想を修正し、2026 年 3 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを 決議しているとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。
 - ② 対象者による「連結子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」の公表対象者は、本日付で公表した「連結子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「①本基本契約」に記載のとおり、本日付で、取締役会において、本田技研工業及び公開買付者との間で、本基本契約を締結することを決定し、対象者、本田技研工業及び公開買付者の3社で本基本契約を締結しており、本基本契約に基づく一連の取引の一環として、対象者の連結子会社であるYAIの対象者保有株式の全てを、マザーサン又はその完全子会社に譲渡することを合意しているため、当該譲渡の完了に伴いYAI は対象者の連結子会社でなくなる予定とのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。
 - ③ 対象者による「上場維持基準への適合に向けた計画(改善期間入り)の撤回について」の公表 対象者は、本日付で公表した「上場維持基準への適合に向けた計画(改善期間入り)の撤回につい て」に記載のとおり、2025 年 6 月 30 日付の「上場維持基準への適合に向けた計画(改善期間入り) について」において公表していた、スタンダード市場における上場維持基準の適合に向けた計画につ

いて、本日開催された対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として撤回することを決議しているとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

公開買付者は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人(米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。)に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。